
つくばみらい市
第4期障がい者計画
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画



【基本理念】

わかりあい・支えあい・皆が安心して暮らせるまち



令和6年3月
つくばみらい市

はじめに

わが国では、近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化、重複化等が進み、障がい福祉のニーズが多様化するとともに、障がいのある人のご家庭でも介護者の高齢化や親亡き後の問題など、さまざまな課題を抱えています。

障害者総合支援法や障害者差別解消法の改正などにより、障がいのある人が自ら望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められるなど、障がいのある人を取り巻く環境は、日々変化しています。



国では、令和5年3月に、障がい者施策の最も基本的な計画となる「第5次障害者基本計画」を策定し、地域共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定めることを基本理念として掲げました。

本市では、このことを踏まえ、「わかりあい・支えあい・皆が安心して暮らせるまち」を基本理念とした「つくばみらい市第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画では、基本理念に基づき、障がいのある人もない人も、地域で共に生きる社会の実現を目指すとともに、支えあいながら安心して暮らせるまちの実現に向けて、障害福祉サービスの実施をはじめとしたさまざまな施策を推進してまいります。関係機関の皆様と連携を図りながら、総合的かつ効果的に取組を進めていきたいと考えておりますので、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見・ご提言をいただきました「つくばみらい市障がい者支援協議会」並びに関係団体の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメント等を通じてご協力いただきました市民の皆様にご心から厚くお礼を申し上げます。

令和6年3月

つくばみらい市長 小川 浩

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の法的根拠	4
3 計画の位置づけ	6
4 計画の期間	7
5 計画の対象	7
6 計画の策定体制	8
第2章 障がい者を取り巻く現状	9
1 統計データに基づく障がいのある人の現状	11
2 アンケート調査結果に基づく障がいのある人の状況	17
3 ヒアリング調査の概要	38
第3章 計画の基本的な考え方	41
1 計画の基本理念	43
2 計画の基本施策	43
3 施策の体系	44
4 障害福祉サービス等の体系	45
第4章 障がい者計画	47
基本施策1 お互いを理解し尊重する「こころ」づくり	49
推進施策1 障がいに対する理解の促進	49
推進施策2 情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実	52
推進施策3 相談対応の強化	55
基本施策2 自分らしい「生活」づくり	59
推進施策1 地域生活の支援	59
推進施策2 社会参加の促進	63
基本施策3 自立した生活と健やかに成長する「自分」づくり	65
推進施策1 就労支援の充実	65
推進施策2 保育・教育環境の充実	67
推進施策3 保健・医療の充実	71

基本施策4 安心して地域で暮らせる「環境」づくり	73
推進施策1 人にやさしい環境の整備.....	73
推進施策2 安心・安全な暮らしの確保.....	75
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	79
1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標.....	81
2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策.....	90
3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策.....	106
第6章 計画の推進体制	115
1 連携体制.....	117
2 計画の推進（点検・評価）.....	118
資料編	119
1 策定経過.....	121
2 つくばみらい市障がい者支援協議会要綱.....	122
3 つくばみらい市障がい者支援協議会委員名簿.....	124
4 つくばみらい市障がい者計画策定ワーキングチーム名簿.....	125
5 用語解説.....	126

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念ののっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、平成29年3月に「第3期つくばみらい市障がい者計画」、令和3年3月に「第6期つくばみらい市障がい福祉計画・第2期つくばみらい市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人の権利擁護や社会参加、市民の意識啓発など、障がい児・者の施策を推進するとともに、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備等を推進してきました。

障がい児・者を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化中、障がいのある人の高齢化が進み、障がいの重度化、重複化が進んでいます。また、障がいのある人の家庭においても介助者の高齢化が進んでおり、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、取り巻く状況は変化しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備が進められています。

さらには、平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人與人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を目指しています。

こうした背景を踏まえ、障がいの有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供するために、「第4期障がい者計画（令和6年度～令和11年度）」、「第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を新たに策定します。

2 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項で定める「市町村障害者計画」及び障害者総合支援法第88条で定める「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20で定める「市町村障害児福祉計画」を法的根拠とする計画です。

■ 障害者基本法

第11条（一部抜粋）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

■ 障害者総合支援法

第88条（一部抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握するとともに、第89条の2の2第1項の規定により公表された結果その他のこの法律に基づく業務の実施の状況に関する情報を分析した上で、当該事情及び当該分析の結果を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

- 6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。
- 7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会（以下この項及び第89条第8項において「協議会」という。）を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

■ 児童福祉法

第33条の20（一部抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第二号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

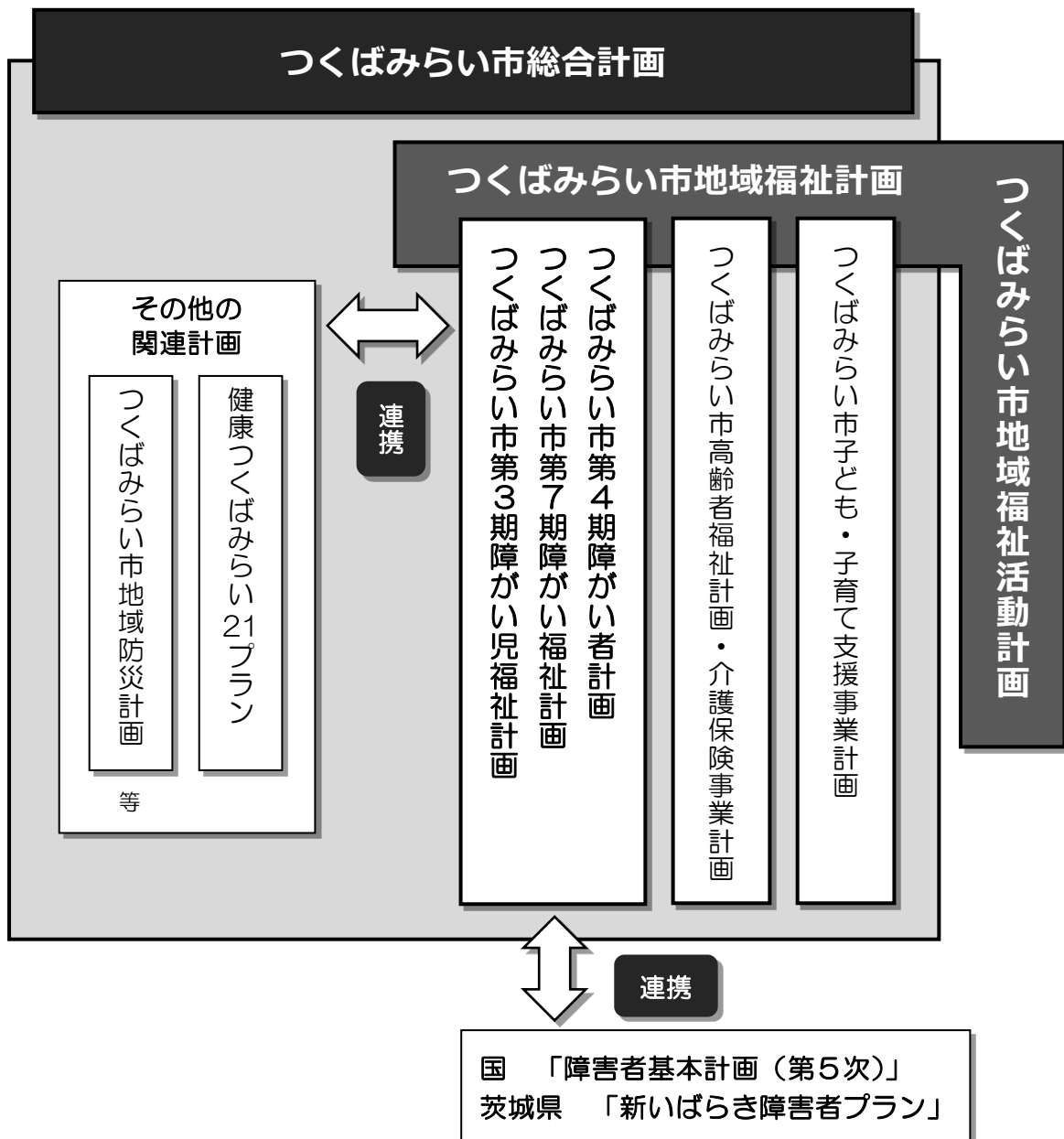
（第33条の20第4項、第5項省略）

- 6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

3 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である「つくばみらい市総合計画」をはじめ、福祉部門の上位計画に「つくばみらい市地域福祉計画」を位置づけ、「つくばみらい市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画」と整合性を図るとともに、その他、個別部門計画である「健康つくばみらい21プラン」等との整合性を図り策定しました。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」、茨城県の「新しいばらき障害者プラン（茨城県障害者計画・茨城県障害福祉計画・茨城県障害児福祉計画）」との整合性を図った計画とします。



4 計画の期間

「第4期障がい者計画」の期間については、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期障がい福祉計画」・「第3期障がい児福祉計画」の期間については、厚生労働省が示す基本指針の定めるところにより、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療等の社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直します。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障がい者計画	第3期			第4期					
障がい福祉計画	第6期			第7期			第8期		
障がい児福祉計画	第2期			第3期			第4期		

5 計画の対象

本計画は、障がいのある人だけでなく、すべての市民を対象としています。

また、本計画における「障がいのある人」は、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者、高次脳機能障がい者を含む。）、難病等患者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査やヒアリング調査、パブリックコメントの実施等により、本市の障がいのある人の生活実態、障害福祉サービス等に対する意見及び現状を把握しました。さらに、つくばみらい市障がい者支援協議会、庁内関係所管課（ワーキングチーム）において、計画の内容や今後の障がい福祉施策についての審議を重ねました。

(1) つくばみらい市障がい者支援協議会

障がい者関係団体や各種関係団体の代表、保健・医療・福祉関係者や学識経験者で構成される「つくばみらい市障がい者支援協議会」において、計画内容の協議を行いました。

(2) 庁内関係所管課（ワーキングチーム）

庁内の関係所管課において、各課の関連事業調査及びヒアリングを実施し、各分野の進捗状況並びに計画内容の調整及び検討を行いました。

(3) アンケート調査の実施

障がいのある人を対象に、日常生活の状況や障害福祉サービス等における利用意向等を把握し、今後の障がい者施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和4年12月にアンケート調査を実施しました。あわせて、障がい福祉に対する理解等を把握するため、18歳以上の市民を対象とした調査を実施しました。

(4) ヒアリング調査の実施

障がい者関係団体及び障害福祉サービス提供事業者を対象に、運営等における課題や今後の取り組みの意向等を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

(5) パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画の計画案について、令和5年12月11日から令和6年1月10日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

第 2 章

障がい者を取り巻く現状

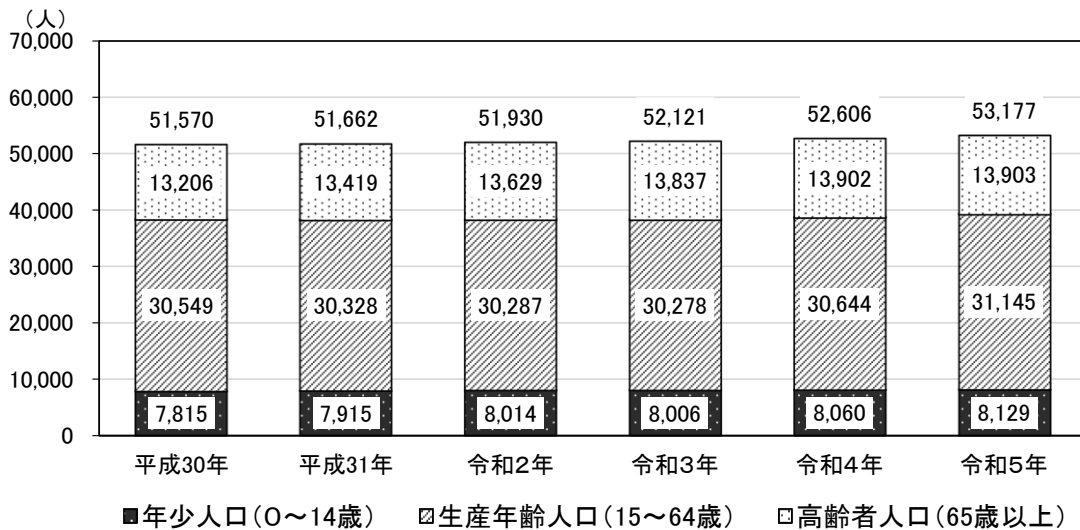
1 統計データに基づく障がいのある人の現状

(1) 人口の状況

本市の総人口は、令和5年4月1日現在、53,177人であり、平成30年の51,570人から1,607人（3.1%）増加しています。

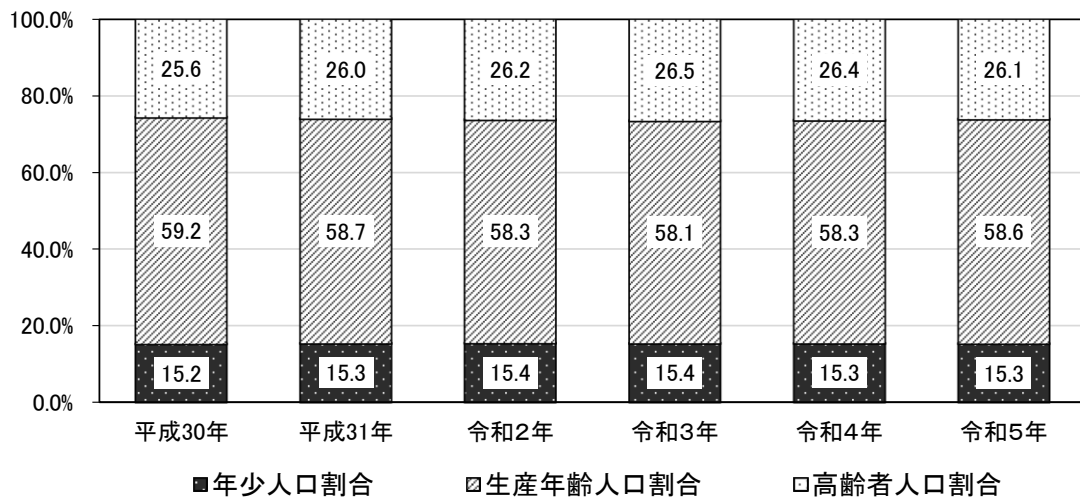
年齢3区分別人口について、平成30年と令和5年を比較すると、すべての年齢区分で増加しており、年少人口の増加は、つくばエクスプレス沿線の開発による子育て世代の転入によると考えられます。

<総人口及び年齢3区分別人口の推移>



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

<年齢3区分別人口の割合の推移>

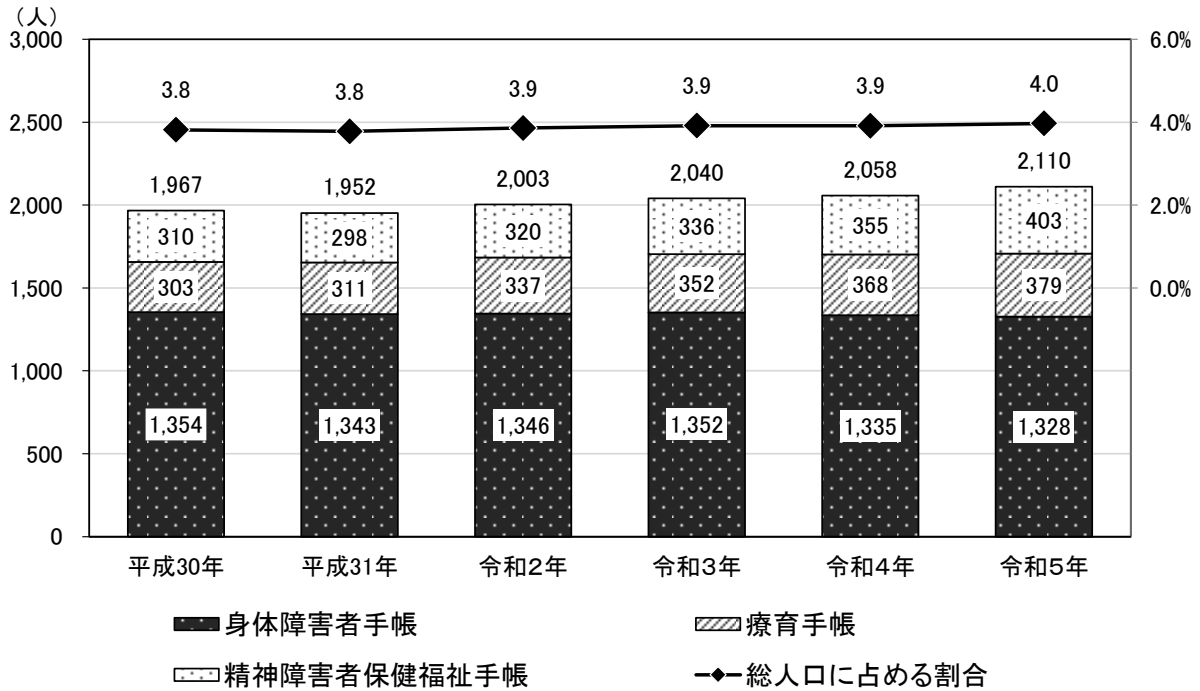


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 障がい者手帳所持者の推移

障がい者手帳所持者は、令和5年4月1日現在、2,110人であり、総人口の4.0%を占め、平成30年の1,967人から143人(7.3%)増加しています。

＜障がい者手帳所持者数の推移＞



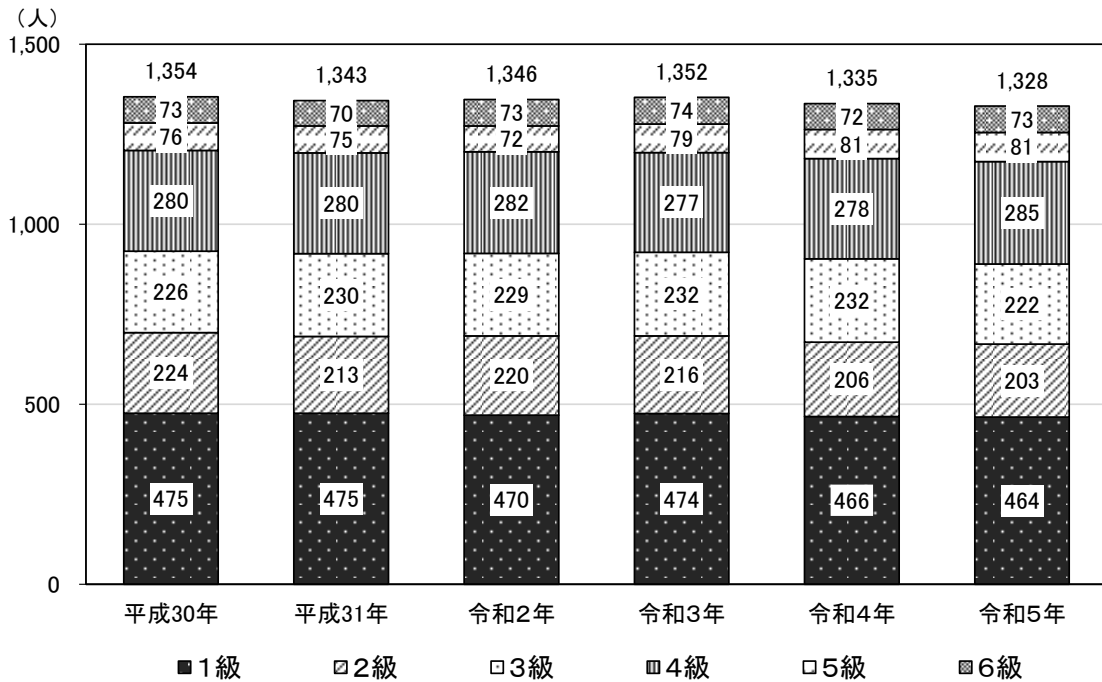
資料：社会福祉課(各年4月1日現在)

(3) 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者は、令和5年4月1日現在、1,328 人であり、平成30年の1,354人から26人(1.9%)減少しています。平成30年以降、横ばいで推移している状況となっています。

等級別でみると、いずれの年も「1級」が最も多く全体の約35%を占める状況となっています。

＜身体障害者手帳所持者の推移＞



資料：社会福祉課(各年4月1日現在)

＜身体障害者手帳所持者の推移 等級別＞

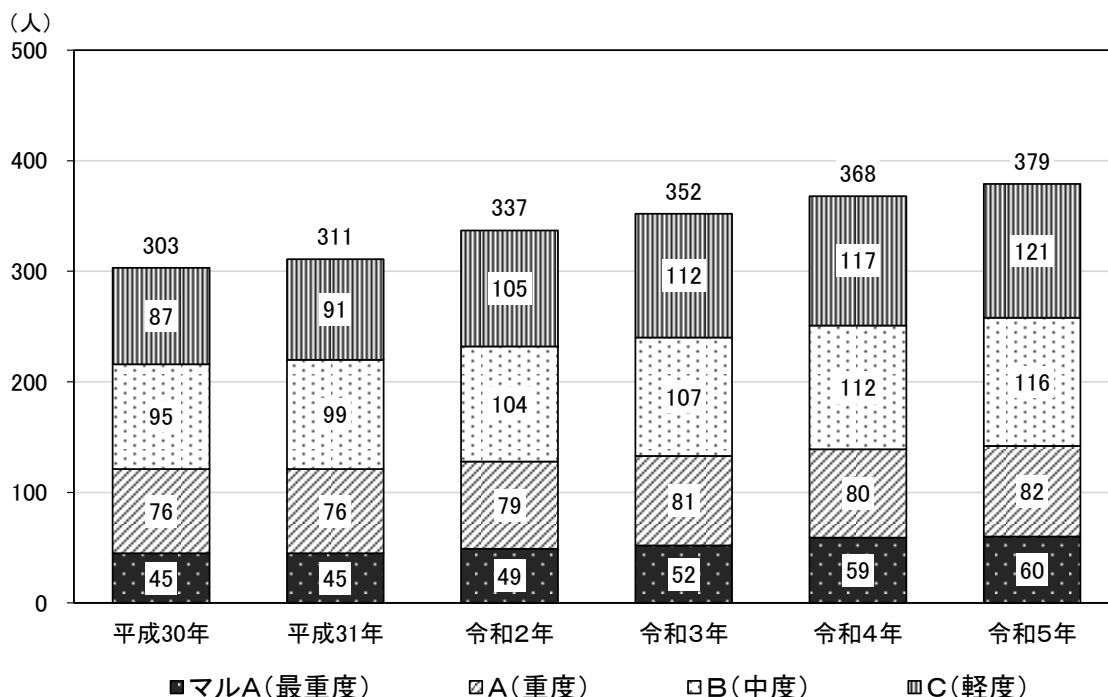
		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
等級	1級	475人 35.1%	475人 35.4%	470人 34.9%	474人 35.1%	466人 34.9%	464人 34.9%
	2級	224人 16.5%	213人 15.9%	220人 16.3%	216人 16.0%	206人 15.4%	203人 15.3%
	3級	226人 16.7%	230人 17.1%	229人 17.0%	232人 17.2%	232人 17.4%	222人 16.7%
	4級	280人 20.7%	280人 20.8%	282人 21.0%	277人 20.5%	278人 20.8%	285人 21.5%
	5級	76人 5.6%	75人 5.6%	72人 5.3%	79人 5.8%	81人 6.1%	81人 6.1%
	6級	73人 5.4%	70人 5.2%	73人 5.4%	74人 5.5%	72人 5.4%	73人 5.5%
合計		1,354人	1,343人	1,346人	1,352人	1,335人	1,328人

(4) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者は、令和5年4月1日現在、379人であり、平成30年の303人から76人(25.1%)増加しています。平成30年以降、増加傾向で推移している状況となっています。

程度別でみると、「C(軽度)」が121人で最も多く、次いで「B(中度)」が116人であり、平成30年から「C(軽度)」が34人(39.1%)、「B(中度)」が21人(22.1%)増加しています。

＜療育手帳所持者の推移＞



資料: 社会福祉課(各年4月1日現在)

＜療育手帳所持者の推移 程度別＞

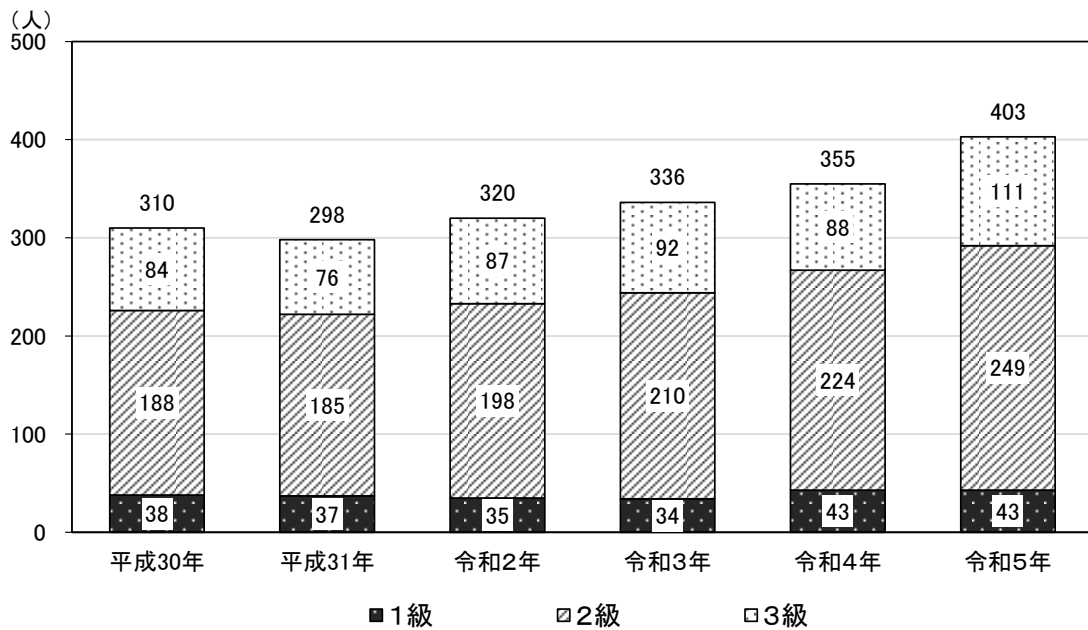
		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
程度	マルA (最重度)	45人 14.9%	45人 14.5%	49人 14.5%	52人 14.8%	59人 16.0%	60人 15.8%
	A (重度)	76人 25.1%	76人 24.4%	79人 23.4%	81人 23.0%	80人 21.7%	82人 21.6%
	B (中度)	95人 31.4%	99人 31.8%	104人 30.9%	107人 30.4%	112人 30.4%	116人 30.6%
	C (軽度)	87人 28.7%	91人 29.3%	105人 31.2%	112人 31.8%	117人 31.8%	121人 31.9%
合計		303人	311人	337人	352人	368人	379人

(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年4月1日現在、403人であり、平成30年の310人から93人(30.0%)増加しています。平成30年以降、増加傾向で推移している状況となっています。

等級別でみると、「2級」が249人で最も多く、次いで「3級」が111人であり、平成30年から「2級」が61人(32.4%)、「3級」が27人(32.1%)増加しています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞



資料：社会福祉課(各年4月1日現在)

＜精神障害者保健福祉手帳所持者の推移 等級別＞

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
等級	1級	38人 12.3%	37人 12.4%	35人 10.9%	34人 10.1%	43人 12.1%	43人 10.7%
	2級	188人 60.6%	185人 62.1%	198人 61.9%	210人 62.5%	224人 63.1%	249人 61.8%
	3級	84人 27.1%	76人 25.5%	87人 27.2%	92人 27.4%	88人 24.8%	111人 27.5%
合計		310人	298人	320人	336人	355人	403人

自立支援医療（精神通院）受給者は、令和5年4月1日現在、846人であり、平成30年の699人から147人（21.0%）増加しています。

<自立支援医療（精神通院）受給者の推移>

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自立支援医療 （精神通院） 受給者	699人	687人	718人	398人	779人	846人

資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

※令和3年の自立支援医療受給者証所持者数が減少している理由は、新型コロナウイルス感染症のまん延防止の観点から、令和2年3月1日から令和3年2月28日の間に有効期間が終了する受給者を対象として、自動的に有効期間を延長することができる措置が適用されました。当該措置が適用された受給者は管理システム上では有効期限切れとなっていることから、受給者数に含まれていません。

(6) 難病患者の現状

特定疾患の対象は、指定難病と小児慢性特定疾病であり、令和5年4月現在、指定難病は338疾病、小児慢性特定疾病は788疾病となります。

令和5年4月1日現在、特定医療費（指定難病）受給者証及び小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている人は503人であり、平成30年の394人から109人（27.7%）増加しています。

<特定医療費（指定難病）受給者証及び小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者の推移>

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
特定医療費	354人	376人	404人	448人	437人	470人
小児慢性特定 疾病医療費	40人	39人	34人	42人	38人	33人
合計	394人	415人	438人	490人	475人	503人

資料：茨城県（各年4月1日現在）

2 アンケート調査結果に基づく障がいのある人の状況

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、障がいのある人の生活状況や障害福祉サービス等の利用状況・利用意向等を把握するとともに、障がい児・者を取り巻く現状や課題、要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に実施しました。

①調査対象者

調査区分	配布件数	回収件数	回収率
①障がい者手帳所持者アンケート	1,802 件	810 件	45.0%
②一般市民アンケート	1,200 件	452 件	37.7%

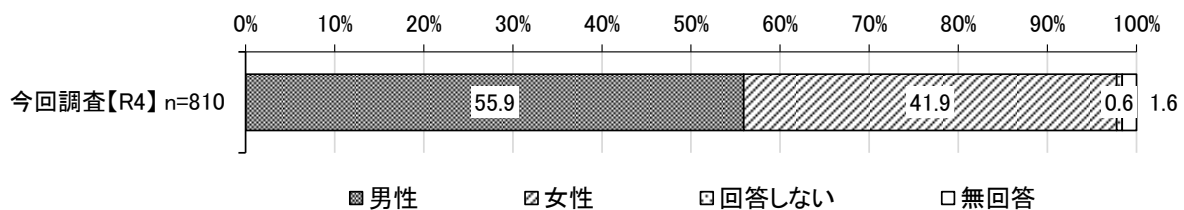
②調査方法・調査期間

- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 調査期間：令和4年12月5日から令和5年1月10日まで

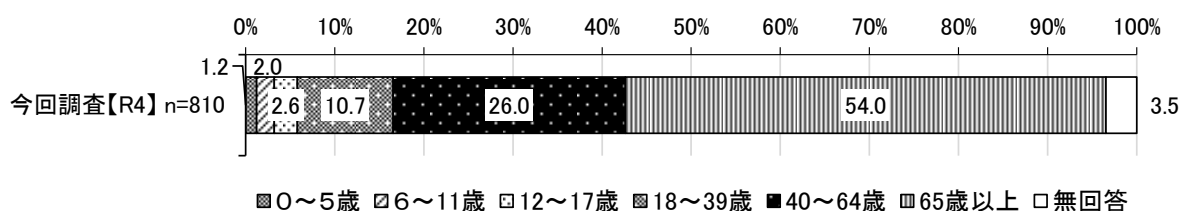
(2) 障がい者手帳所持者アンケートの主な調査結果

①回答者の性別・年齢

性別については、「男性」が55.9%、「女性」が41.9%、「回答しない」が0.6%となっています。



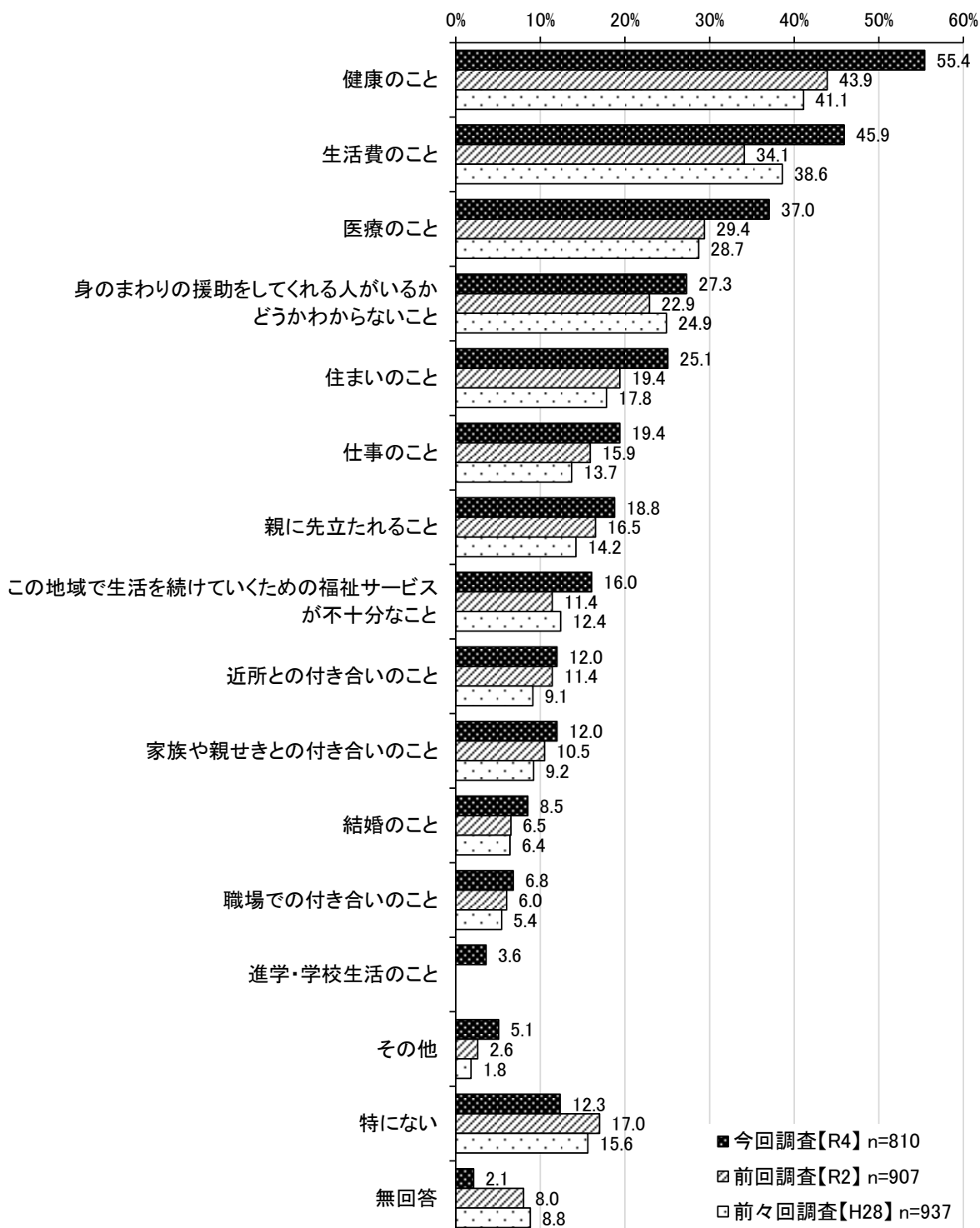
年齢については、「65歳以上」が54.0%で最も高く、次いで「40～64歳」が26.0%、「18～39歳」が10.7%となっています。



②将来への不安

将来への不安については、「健康のこと」が55.4%で最も高く、次いで「生活費のこと」が45.9%、「医療のこと」が37.0%となっています。なお、「特にない」は12.3%となっています。

経年比較でみると、いずれの項目も前回調査より増加しており、「健康のこと」が11.5ポイント、「生活費のこと」が11.8ポイント、「医療のこと」が7.6ポイント高くなっています。



■ 障がい種別

障がい種別でみると、すべての障がい種別で「健康のこと」、「生活費のこと」が上位に挙げられています。また、知的障がい者では、「親に先立たれること」が51.7%と、他の障がい種別と比べて高くなっています。精神障がい者では、「住まいのこと」、「仕事のこと」がともに40.9%と、他の障がい種別と比べて高くなっています。

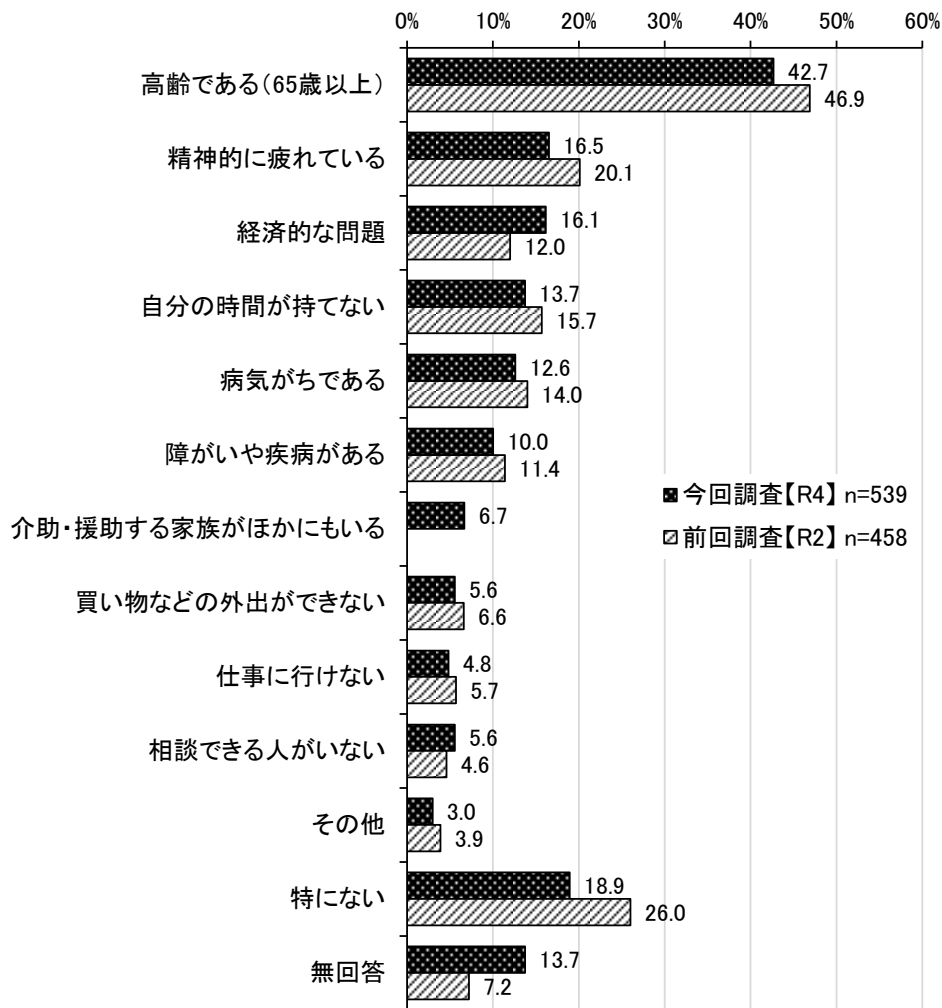
	健康のこと	生活費のこと	医療のこと	身のまわりの援助をしてくれる人がいるかどうかわからないこと	住まいのこと	仕事のこと	親に先立たれること	この地域で生活を続けていくための福祉サービスが不十分なこと
身体障がい n=576	55.6%	41.7%	35.4%	25.9%	18.2%	9.4%	8.0%	14.8%
知的障がい n=145	45.5%	49.0%	37.9%	28.3%	34.5%	30.3%	51.7%	17.2%
精神障がい n=159	63.5%	67.9%	43.4%	30.8%	40.9%	40.9%	35.2%	17.0%

	近所との付き合いのこと	家族や親せきとの付き合いのこと	結婚のこと	職場での付き合いのこと	進学・学校生活のこと	その他	特になし	無回答
身体障がい n=576	8.0%	10.1%	3.8%	1.4%	1.7%	4.9%	13.7%	2.6%
知的障がい n=145	15.9%	14.5%	18.6%	15.2%	15.2%	4.1%	10.3%	1.4%
精神障がい n=159	21.4%	17.6%	17.6%	18.2%	0.6%	7.5%	5.0%	2.5%

③主な介助者が困っていると思われること

主な介助者が困っていると思われることについては、「高齢である（65歳以上）」が42.7%で最も高く、次いで「精神的に疲れている」が16.5%、「経済的な問題」が16.1%となっています。なお、「特にない」は18.9%となっています。

経年比較でみると、前回調査より増加している項目は、「経済的な問題」、「相談できる人がいない」となっています。



※今回調査より「介助・援助する家族がほかにもいる」の選択肢を追加しています。

■ 障がい種別

障がい種別で見ると、「高齢である（65歳以上）」は、身体障がい者、精神障がい者で約5割と高くなっています。また、知的障がい者では、「精神的に疲れている」が27.9%と、他の障がい種別と比べて高くなっています。精神障がい者では、「経済的な問題」が28.9%と、他の障がい種別と比べて高くなっています。

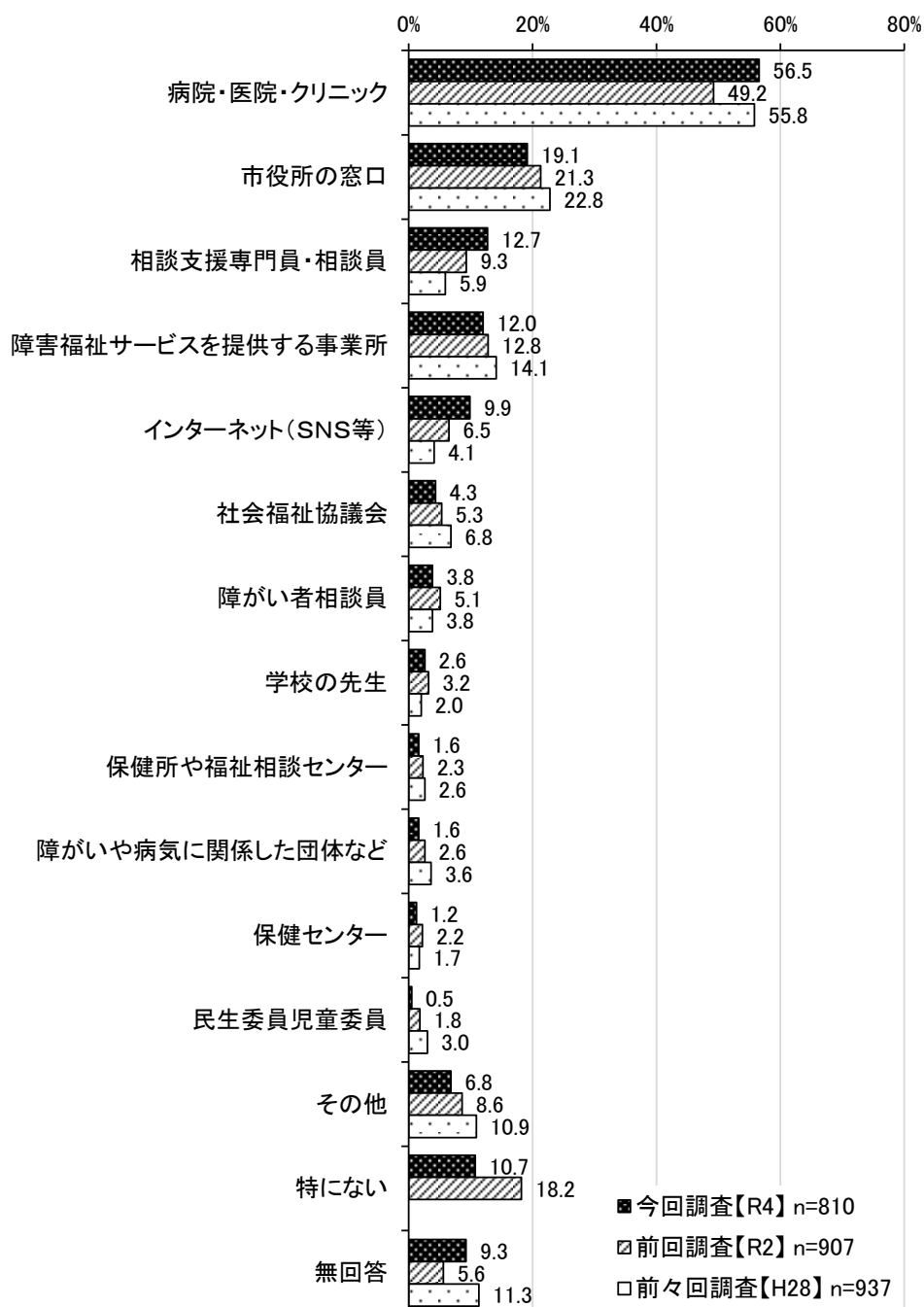
	高齢である (65歳以上)	精神的に疲 れている	経済的な問 題	自分の時間 が持てない	病気がちであ る	障がいや疾 病がある	介助・援助す る家族がほか にもいる	買い物などの 外出ができな い
身体障がい n=404	46.8%	14.6%	14.6%	12.4%	12.1%	10.4%	6.9%	5.9%
知的障がい n=86	25.6%	27.9%	12.8%	22.1%	11.6%	5.8%	7.0%	7.0%
精神障がい n=90	47.8%	20.0%	28.9%	18.9%	13.3%	12.2%	5.6%	4.4%

	仕事に行けな い	相談できる人 がいない	その他	特にな い	無回答
身体障がい n=404	3.5%	4.7%	2.7%	19.6%	12.9%
知的障がい n=86	11.6%	9.3%	4.7%	11.6%	23.3%
精神障がい n=90	4.4%	8.9%	2.2%	17.8%	4.4%

④相談相手

相談相手については、「病院・医院・クリニック」が56.5%で最も高く、次いで「市役所の窓口」が19.1%、「相談支援専門員・相談員」が12.7%となっています。なお、「特にない」は10.7%となっています。

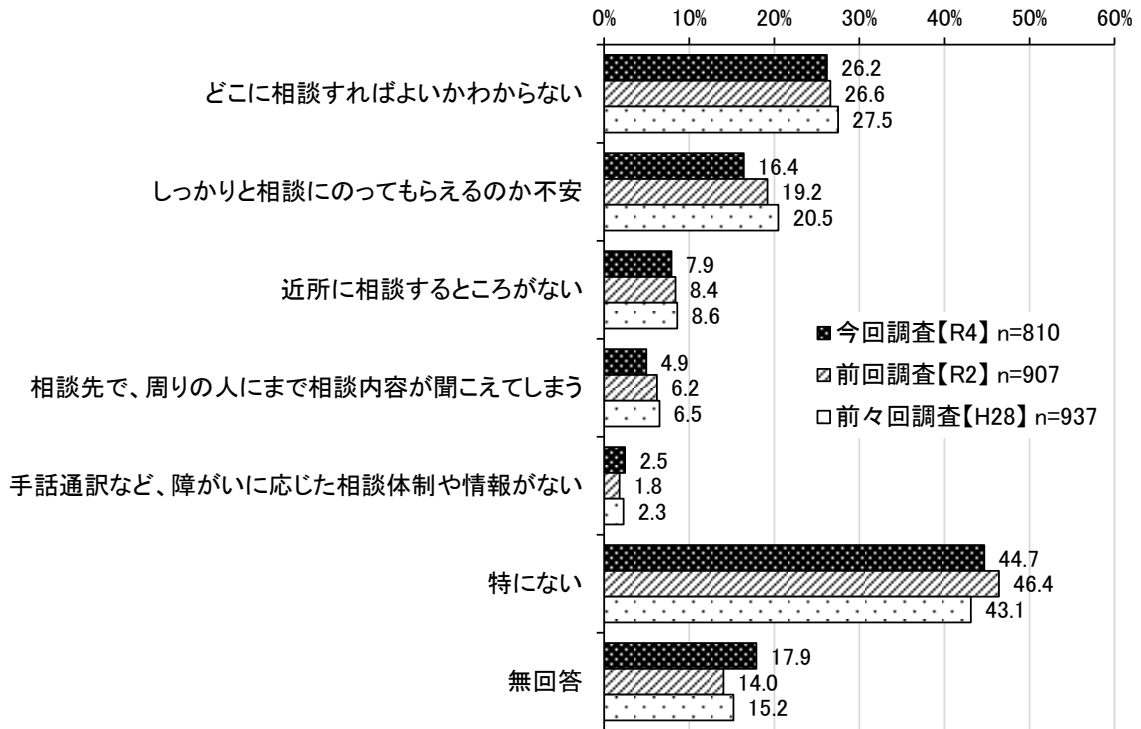
経年比較でみると、「相談支援専門員・相談員」、「インターネット（SNS等）」は増加傾向で推移し、前々回調査よりそれぞれ6.8ポイント、5.8ポイント高くなっています。



※前回調査より「特にない」の選択肢を追加しています。

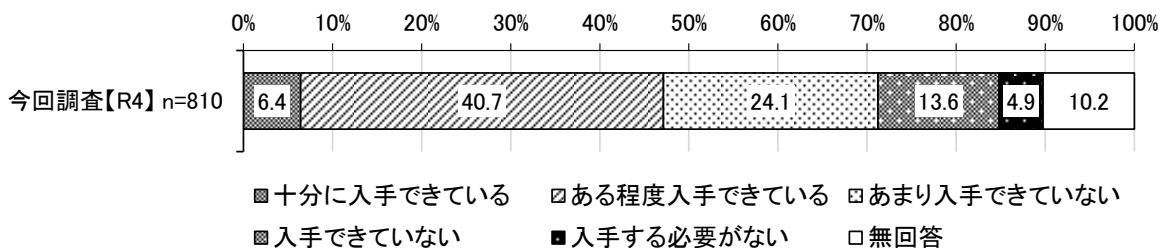
⑤相談する際の困りごと

情報収集や相談する際の困りごとについては、「どこに相談すればよいかわからない」が26.2%で最も高く、次いで「しっかりと相談にのってもらえるのか不安」が16.4%、「近所に相談するところがない」が7.9%となっています。なお、「特にない」は44.7%となっています。



⑥情報の入手状況

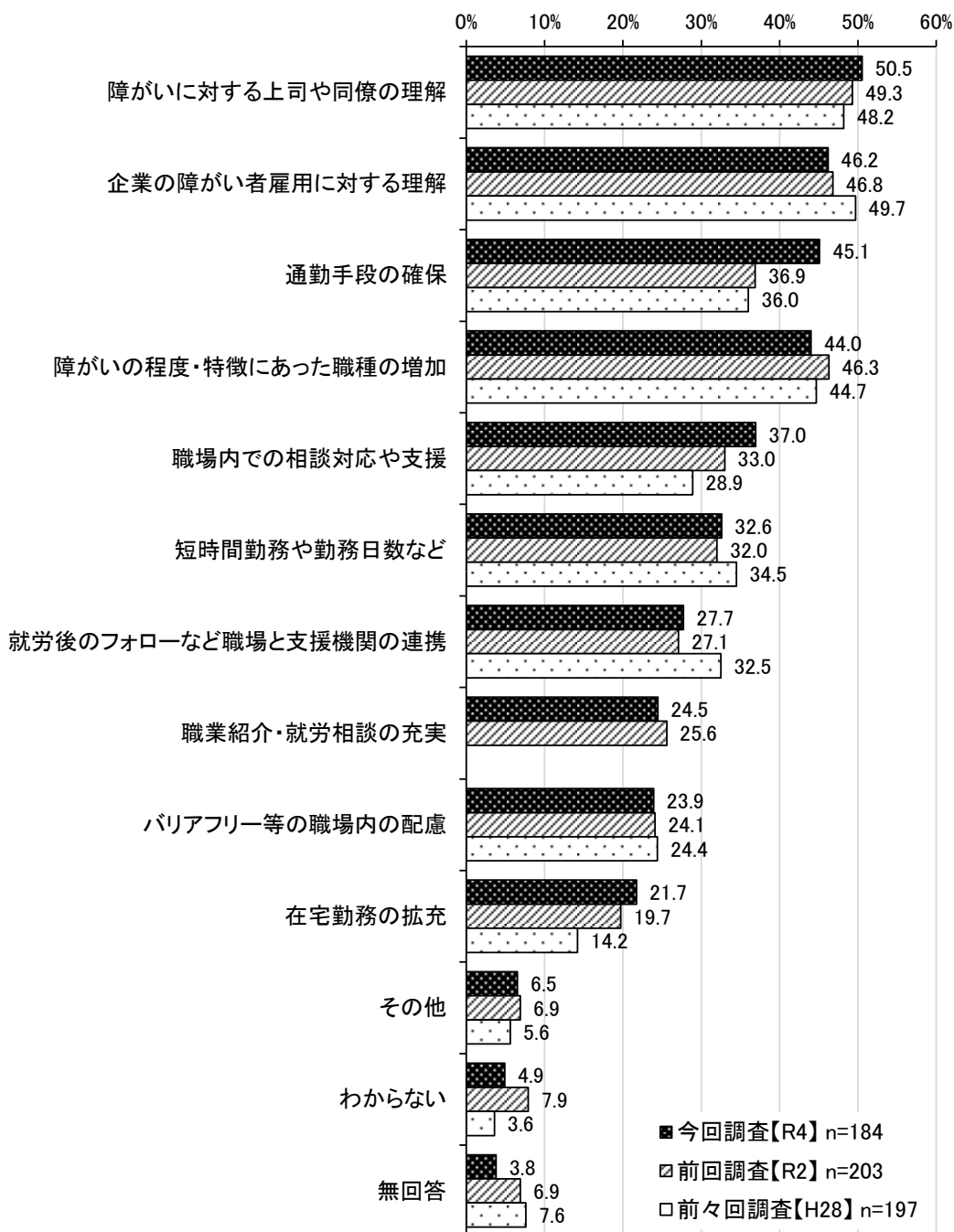
情報の入手状況については、「十分に入手できている」、「ある程度入手できている」の合計値『入手できている』が47.1%、「あまり入手できていない」、「入手できていない」の合計値『入手できていない』が37.7%と、『入手できている』が9.4ポイント上回っています。なお、「入手する必要がない」は4.9%となっています。



⑦障がいのある人が働きやすい環境をつくるために必要なこと

障がいのある人が働きやすい環境をつくるために必要なことについては、「障がいに対する上司や同僚の理解」が50.5%で最も高く、次いで「企業の障がい者雇用に対する理解」が46.2%、「通勤手段の確保」が45.1%となっています。

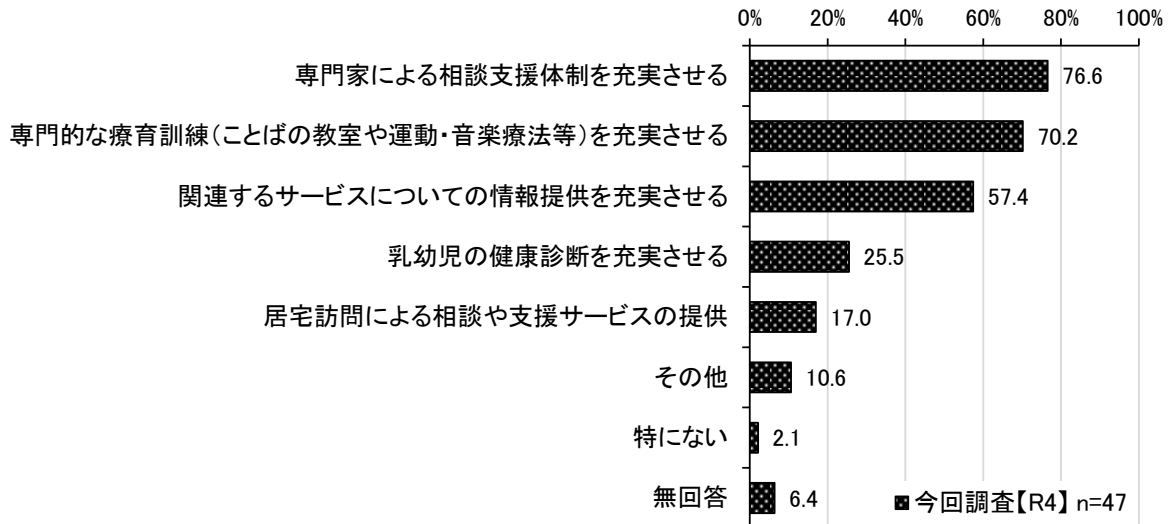
経年比較でみると、前回調査より「通勤手段の確保」が8.2ポイント高くなっています。また、「職場内での相談対応や支援」は増加傾向で推移し、前々回調査より8.1ポイント高くなっています。



※前回調査より「職業紹介・就労相談の充実」の選択肢を追加しています。

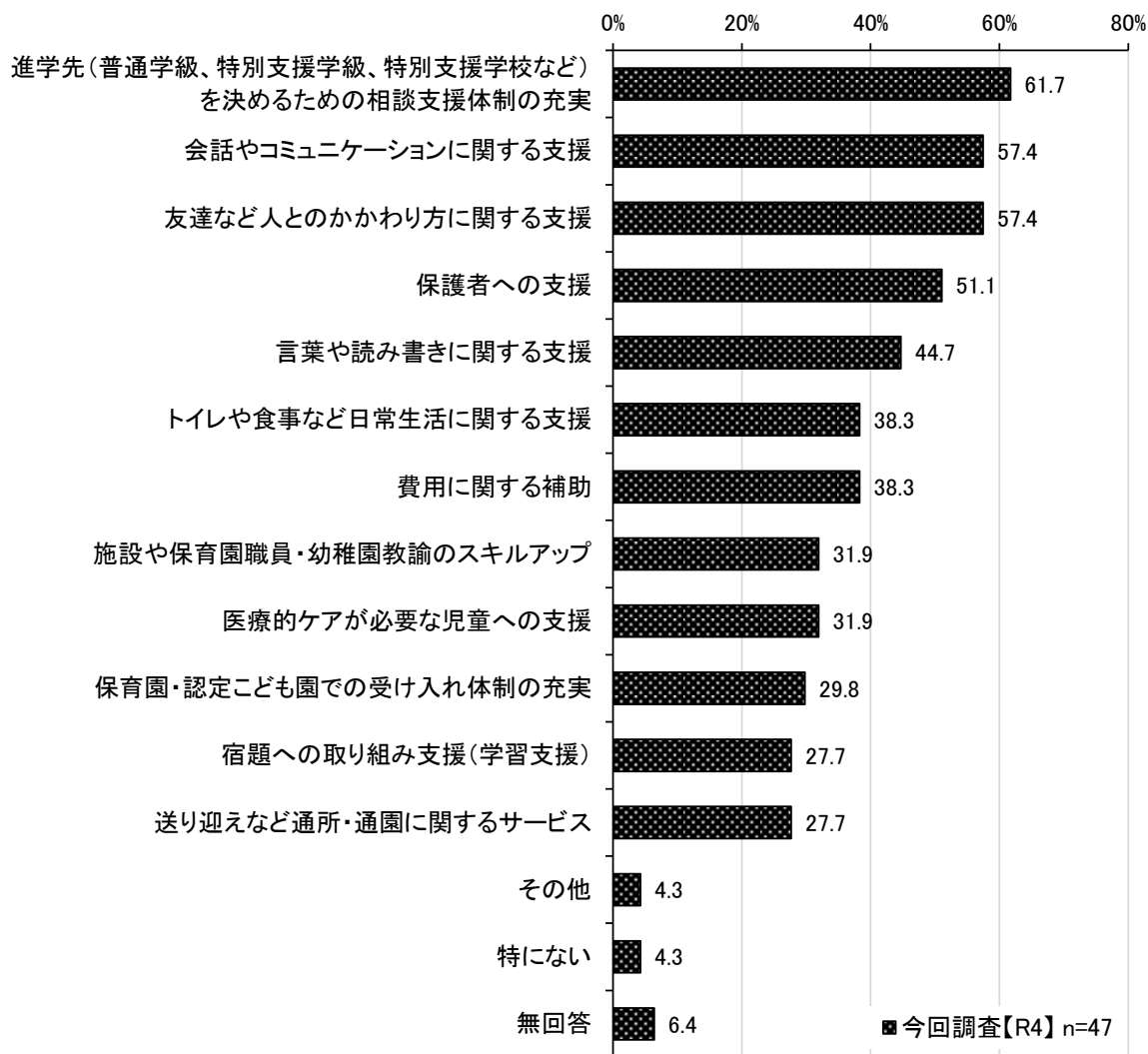
⑧子育てをする上で、早期に適切な支援を受けるために必要なこと

早期に適切な支援を受けるために必要なことについては、「専門家による相談支援体制を充実させる」が76.6%で最も高く、次いで「専門的な療育訓練（ことばの教室や運動・音楽療法等）を充実させる」が70.2%、「関連するサービスについての情報提供を充実させる」が57.4%となっています。



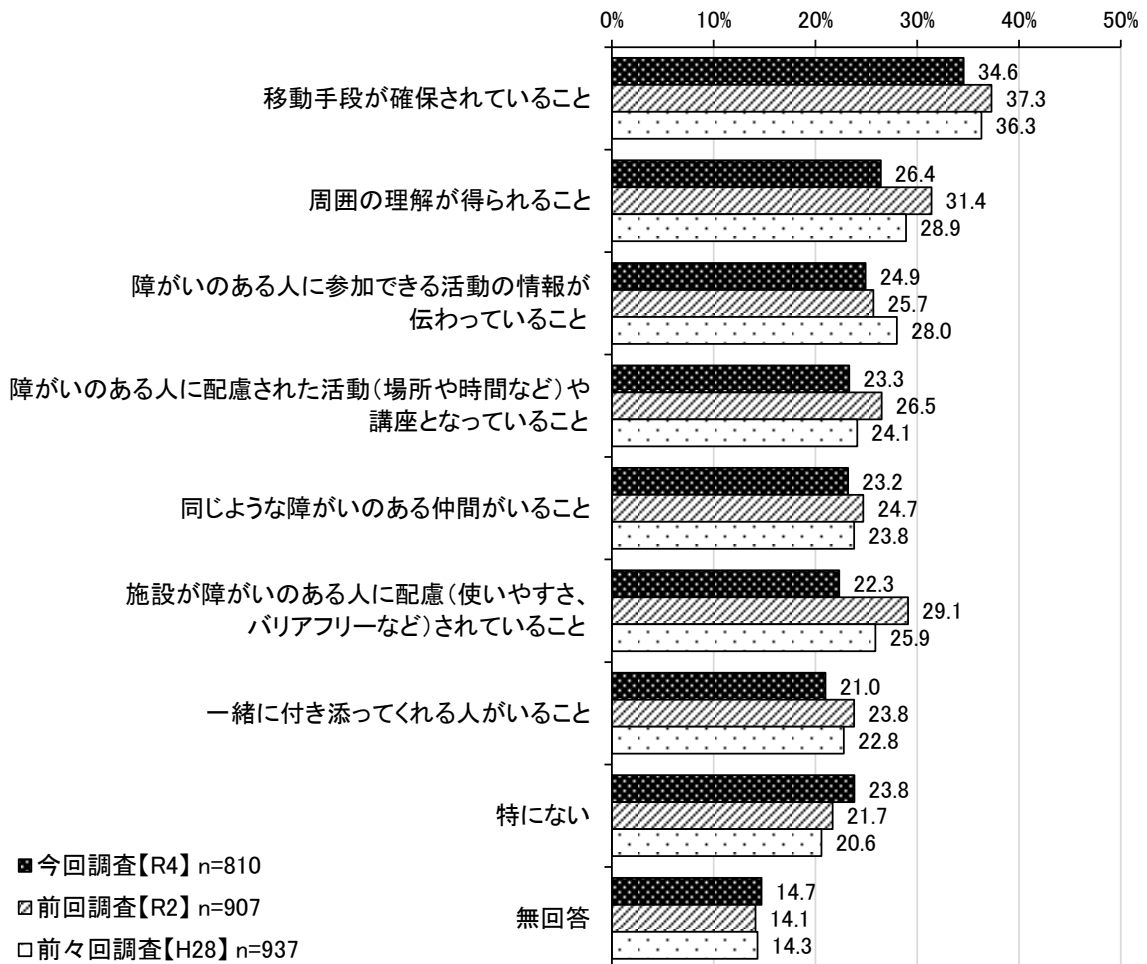
⑨お子さんの支援等について、充実させるべきこと

お子さんの支援等について、充実させるべきことについては、「進学先（普通学級、特別支援学級、特別支援学校など）を決めるための相談支援体制の充実」が61.7%で最も高く、次いで「会話やコミュニケーションに関する支援」、「友達など人とのかかわり方に関する支援」がともに57.4%、「保護者への支援」が51.1%となっています。なお、「特にない」は4.3%となっています。



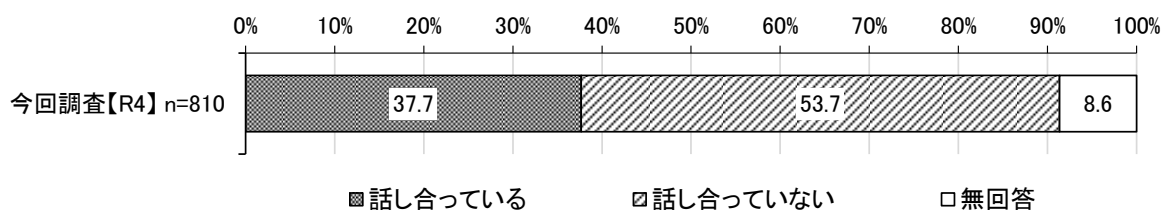
⑩文化活動やスポーツ活動に参加しやすくするために大切なこと

文化活動やスポーツ活動に参加しやすくするために大切なことについては、「移動手段が確保されていること」が34.6%で最も高く、次いで「周囲の理解が得られること」が26.4%、「障がいのある人に参加できる活動の情報が伝わっていること」が24.9%となっています。



⑪災害が起きたときの行動について、家族や支援者との話し合いの状況

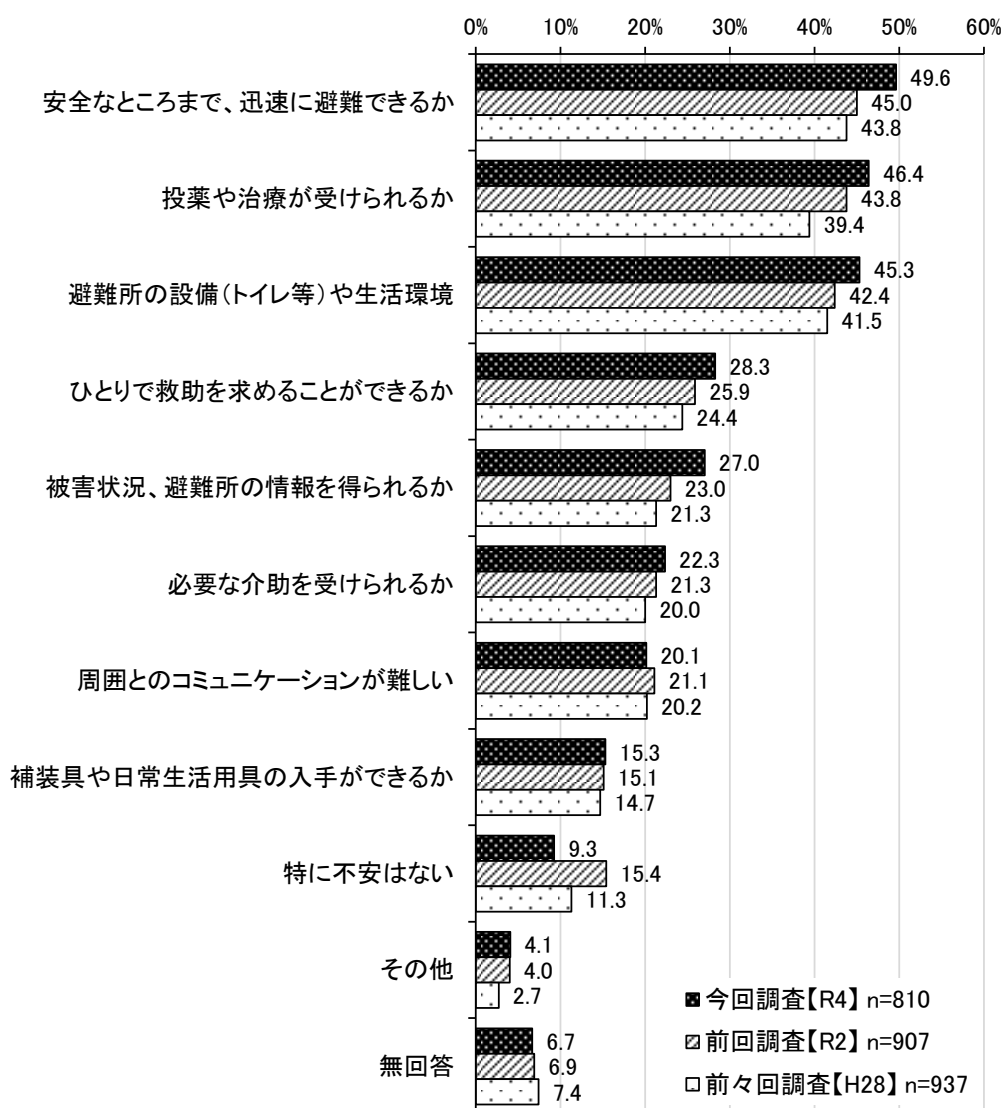
災害が起きたときの行動について、家族や支援者との話し合いの状況については、「話し合っている」が37.7%、「話し合っていない」が53.7%となっています。



⑫災害時に不安に思うこと

災害時に不安に思うことについては、「安全なところまで、迅速に避難できるか」が49.6%で最も高く、次いで「投薬や治療が受けられるか」が46.4%、「避難所の設備（トイレ等）や生活環境」が45.3%となっています。なお、「特に不安はない」は9.3%となっています。

経年比較でみると、増加傾向で推移している項目が多く、前々回調査より「安全なところまで、迅速に避難できるか」が5.8ポイント、「投薬や治療が受けられるか」が7.0ポイント高くなっています。



■障がい種別

障がい種別でみると、身体障がい者、知的障がい者では、「安全なところまで、迅速に避難できるか」が最も高く、それぞれ49.5%、59.3%となっています。精神障がい者では、「投薬や治療が受けられるか」が55.3%で最も高くなっています。

また、知的障がい者では、「ひとりで救助を求めることができるか」、「必要な介助を受けられるか」、「周囲とのコミュニケーションが難しい」が、他の障がい種別と比べて高くなっています。

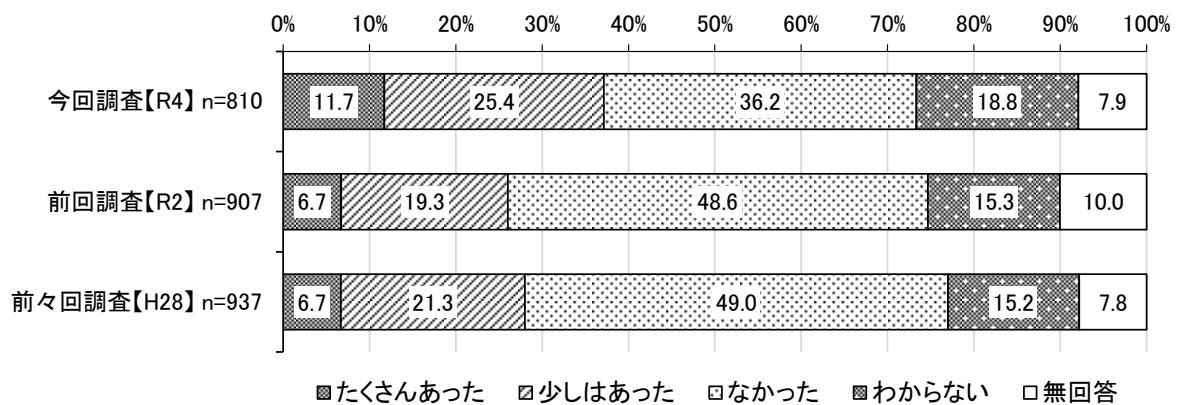
	安全なところまで、迅速に避難できるか	投薬や治療が受けられるか	避難所の設備(トイレ等)や生活環境	ひとりで救助を求めることができるか	被害状況、避難所の情報を得られるか	必要な介助を受けられるか	周囲とのコミュニケーションが難しい	補装具や日常生活用具の入手ができるか
身体障がい n=576	49.5%	48.4%	43.9%	22.2%	23.6%	22.7%	14.4%	16.7%
知的障がい n=145	59.3%	33.8%	52.4%	51.7%	35.9%	33.1%	40.0%	13.1%
精神障がい n=159	44.0%	55.3%	45.9%	33.3%	30.2%	21.4%	27.0%	12.6%

	特に不安はない	その他	無回答
身体障がい n=576	9.9%	3.5%	7.8%
知的障がい n=145	11.0%	4.8%	3.4%
精神障がい n=159	5.7%	5.7%	5.0%

⑬差別や嫌な思いをした経験

差別や嫌な思いをした経験については、「なかった」が36.2%で最も高く、次いで「少しはあった」が25.4%、「わからない」が18.8%、「たくさんあった」が11.7%となっています。

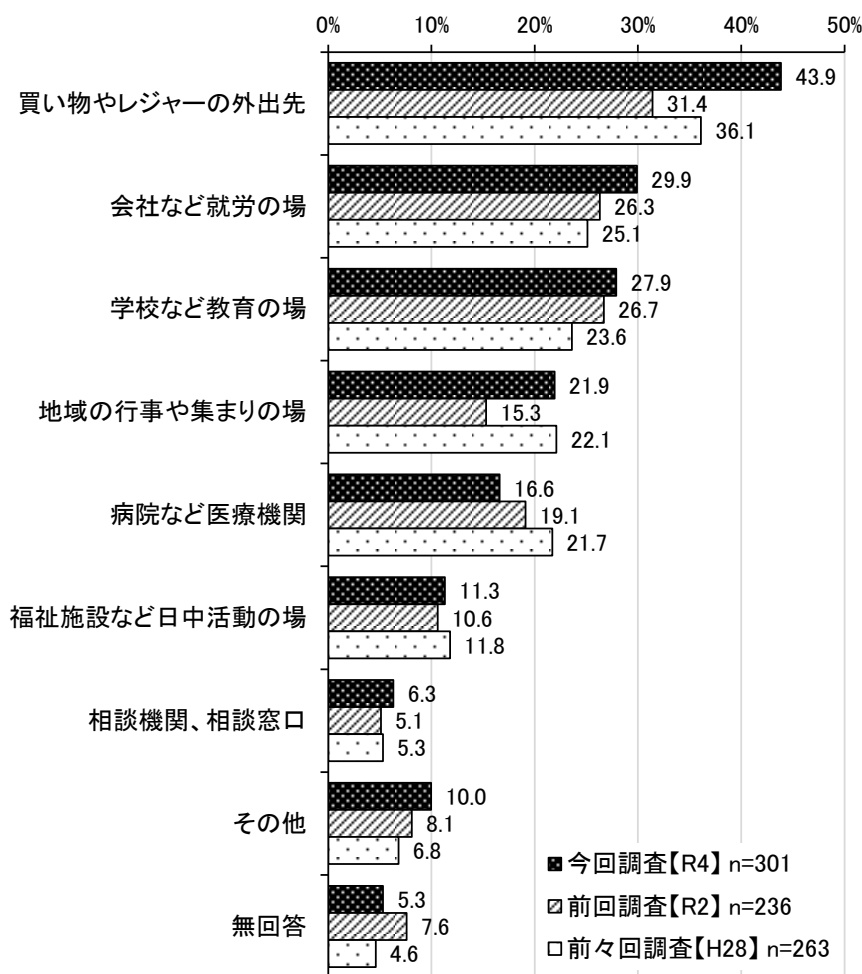
経年比較でみると、「たくさんあった」、「少しはあった」の合計値『あった』は、前回調査より11.1ポイント高くなっています。



⑭差別や嫌な思いをした場面

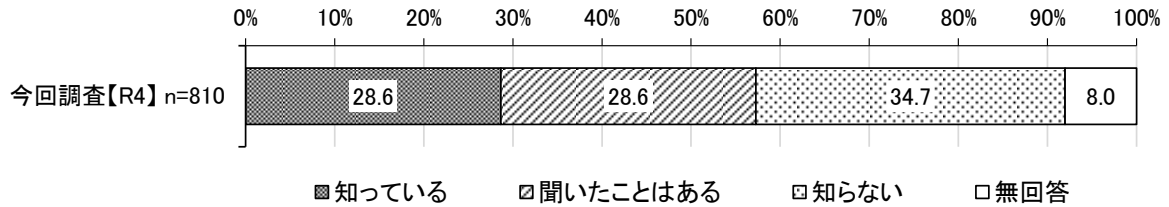
差別や嫌な思いをした場面については、「買い物やレジャーの外出先」が43.9%で最も高く、次いで「会社など就労の場」が29.9%、「学校など教育の場」が27.9%となっています。

経年比較でみると、前回調査より「買い物やレジャーの外出先」が12.5ポイント高くなっています。また、「会社など就労の場」、「学校など教育の場」は増加傾向で推移し、前々回調査よりそれぞれ4.8ポイント、4.3ポイント高くなっています。一方で、「病院など医療機関」は減少傾向で推移し、前々回調査より5.1ポイント低くなっています。



⑮ 成年後見制度の認知度

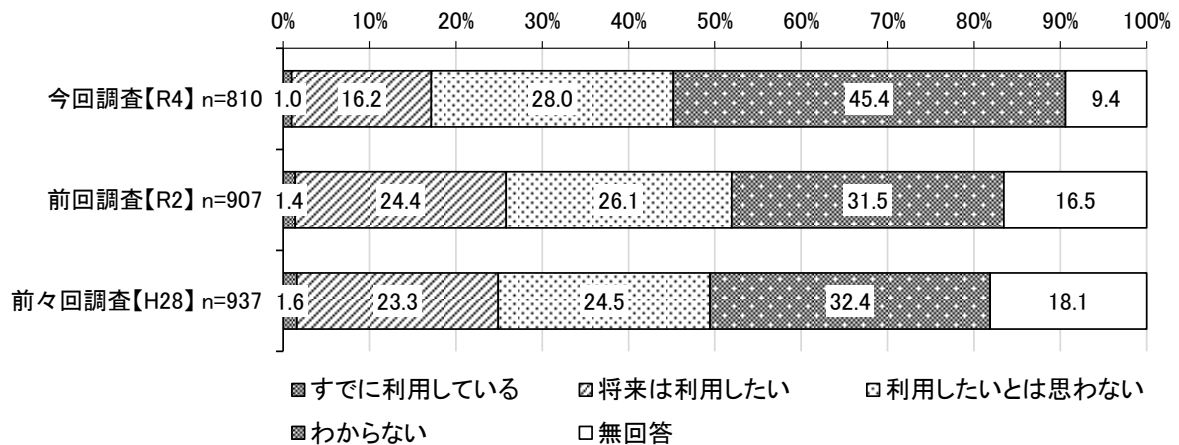
成年後見制度の認知度については、「知らない」が34.7%で最も高く、次いで「知っている」、「聞いたことはある」がともに28.6%となっています。



⑯ 成年後見制度の利用意向

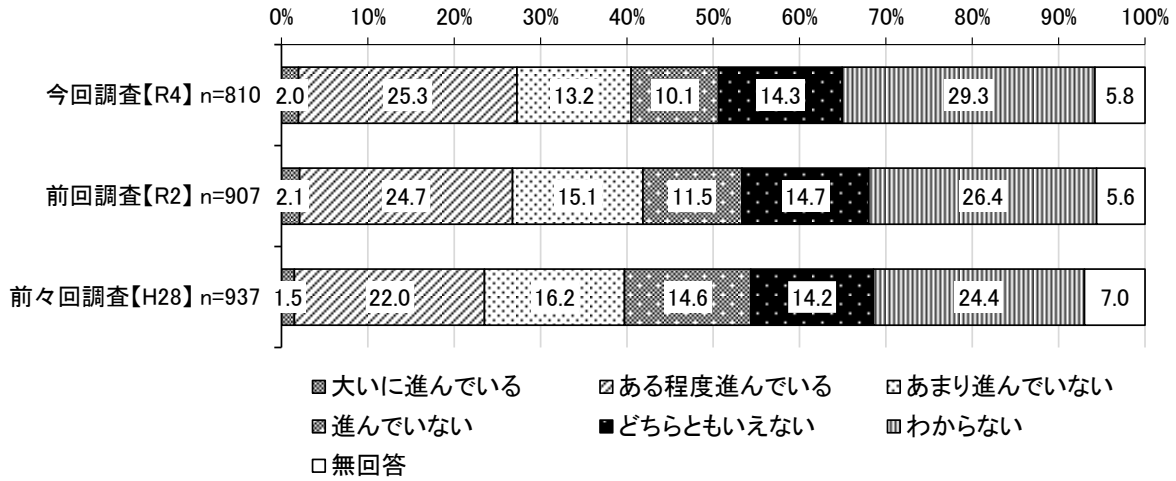
成年後見制度の利用意向については、「わからない」が45.4%で最も高く、次いで「利用したいとは思わない」が28.0%、「将来は利用したい」が16.2%となっています。

経年比較でみると、前回調査より「将来は利用したい」が8.2ポイント低くなっています。



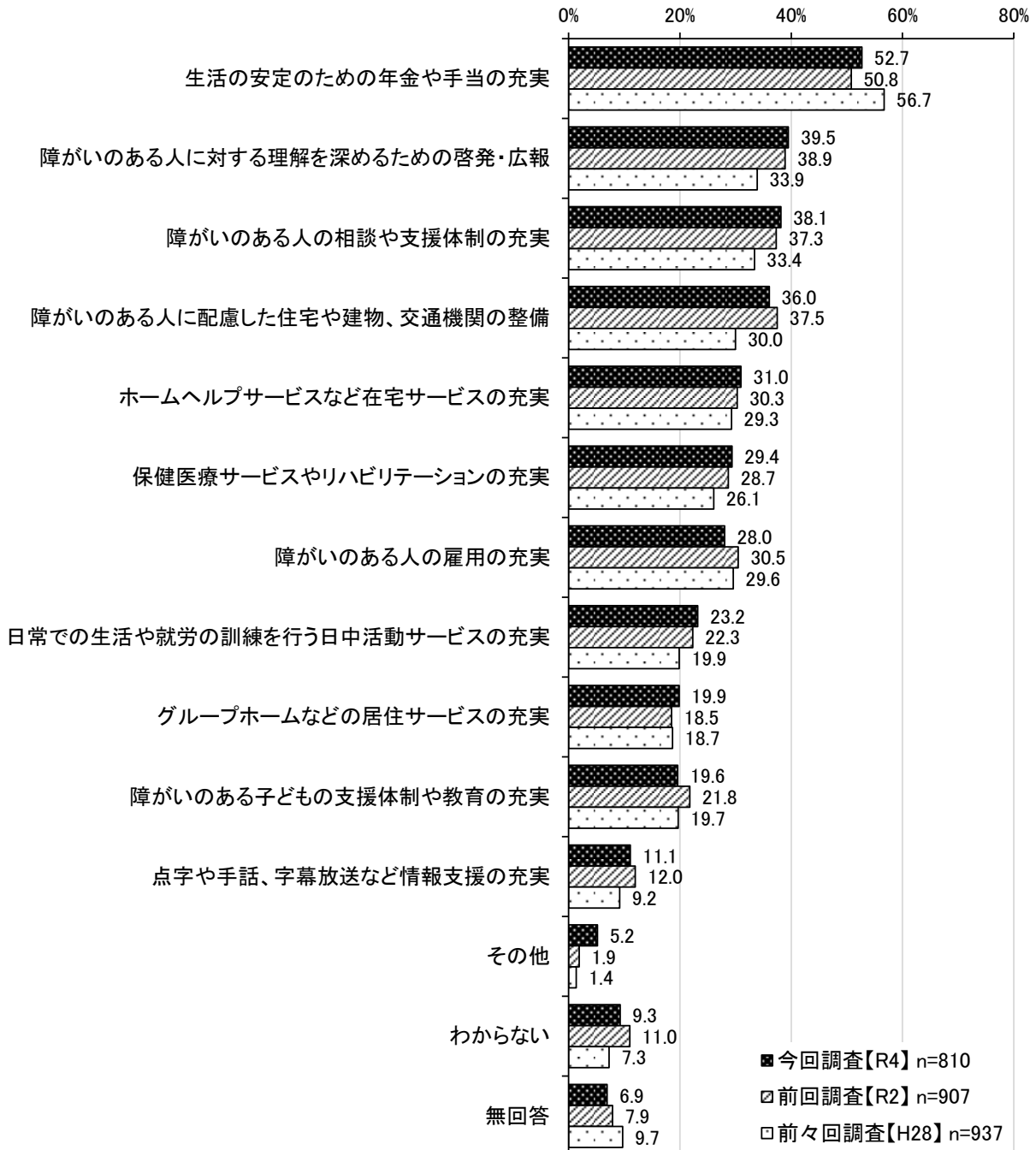
⑰障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会づくりについて

障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会づくりについては、「大いに進んでいる」、「ある程度進んでいる」の合計値『進んでいる』が27.3%、「あまり進んでいない」、「進んでいない」の合計値『進んでいない』が23.3%と、『進んでいる』が4.0ポイント上回っています。



⑱障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会実現のための施策

障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会実現のための施策については、「生活の安定のための年金や手当の充実」が52.7%で最も高く、次いで「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発・広報」が39.5%、「障がいのある人の相談や支援体制の充実」が38.1%となっています。



■ 障がい種別

障がい種別でみると、すべての障がい種別で「生活の安定のための年金や手当の充実」の割合が最も高くなっています。その他、「障がいのある人に対する理解を深めるための啓発・広報」、「障がいのある人の相談や支援体制の充実」、「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が上位に挙げられています。

また、精神障がい者では、「障がいのある人の雇用の充実」が、知的障がい者では、「グループホームなどの居住サービスの充実」、「障がいのある子どもの支援体制や教育の充実」が、他の障がい種別と比べて高くなっています。

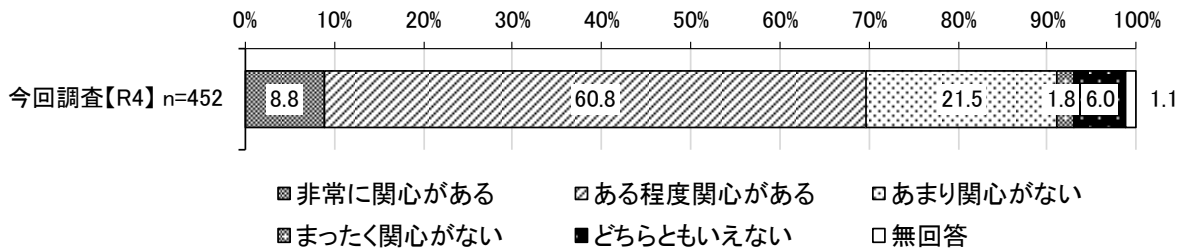
	生活の安定のための年金や手当の充実	障がいのある人に対する理解を深めるための啓発・広報	障がいのある人の相談や支援体制の充実	障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	ホームヘルプサービスなど在宅サービスの充実	保健医療サービスやリハビリテーションの充実	障がいのある人の雇用の充実	日常での生活や就労の訓練を行う日中活動サービスの充実
身体障がい n=576	51.7%	36.8%	33.9%	36.6%	30.7%	30.6%	20.5%	17.4%
知的障がい n=145	49.0%	42.1%	42.1%	31.0%	30.3%	25.5%	36.6%	38.6%
精神障がい n=159	61.6%	47.2%	45.9%	39.0%	31.4%	27.0%	41.5%	34.6%

	グループホームなどの居住サービスの充実	障がいのある子どもの支援体制や教育の充実	点字や手話、字幕放送など情報支援の充実	その他	わからない	無回答
身体障がい n=576	14.9%	16.5%	9.2%	4.0%	7.8%	8.0%
知的障がい n=145	32.4%	33.1%	14.5%	6.2%	17.9%	4.8%
精神障がい n=159	24.5%	20.1%	13.8%	7.5%	6.9%	5.0%

(3) 一般市民アンケートの主な調査結果

① 障がい者福祉への関心

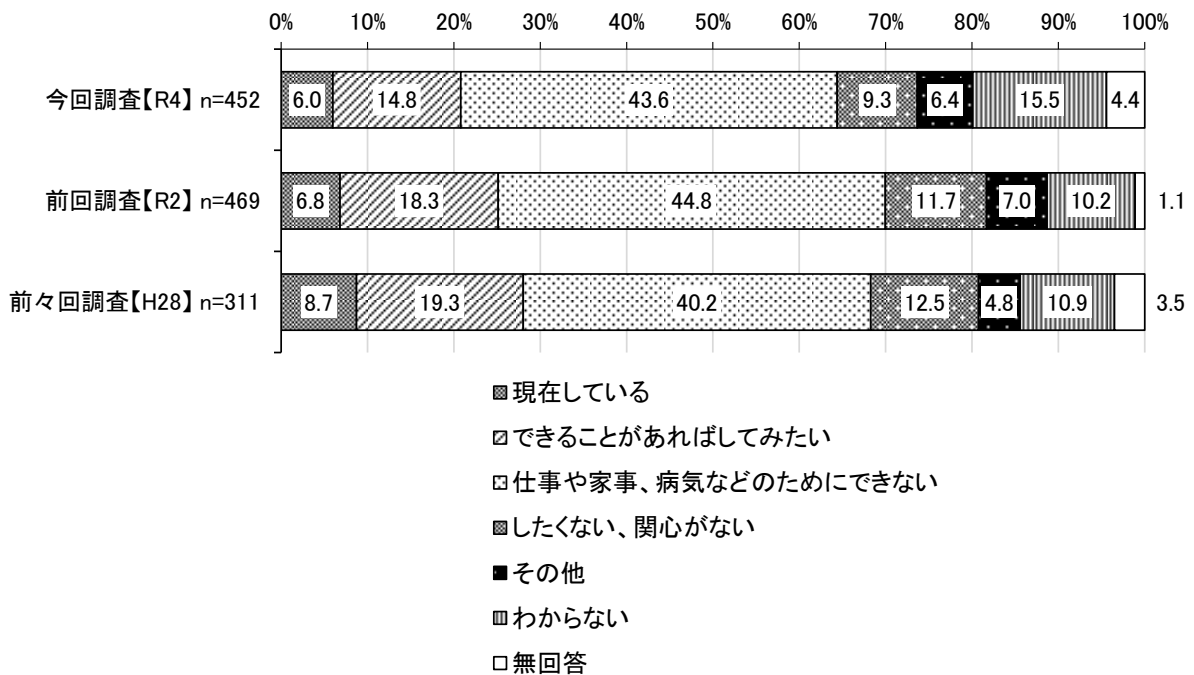
障がい者福祉への関心については、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」の合計値『関心がある』が 69.6%、「あまり関心がない」、「まったく関心がない」の合計値『関心がない』が 23.3%と、『関心がある』が 46.3 ポイント上回っています。



② ボランティアの活動の状況

ボランティア活動の状況については、「仕事や家事、病気などのためにできない」が 43.6%で最も高く、次いで「わからない」が 15.5%、「できることがあればしてみたい」が 14.8%となっています。

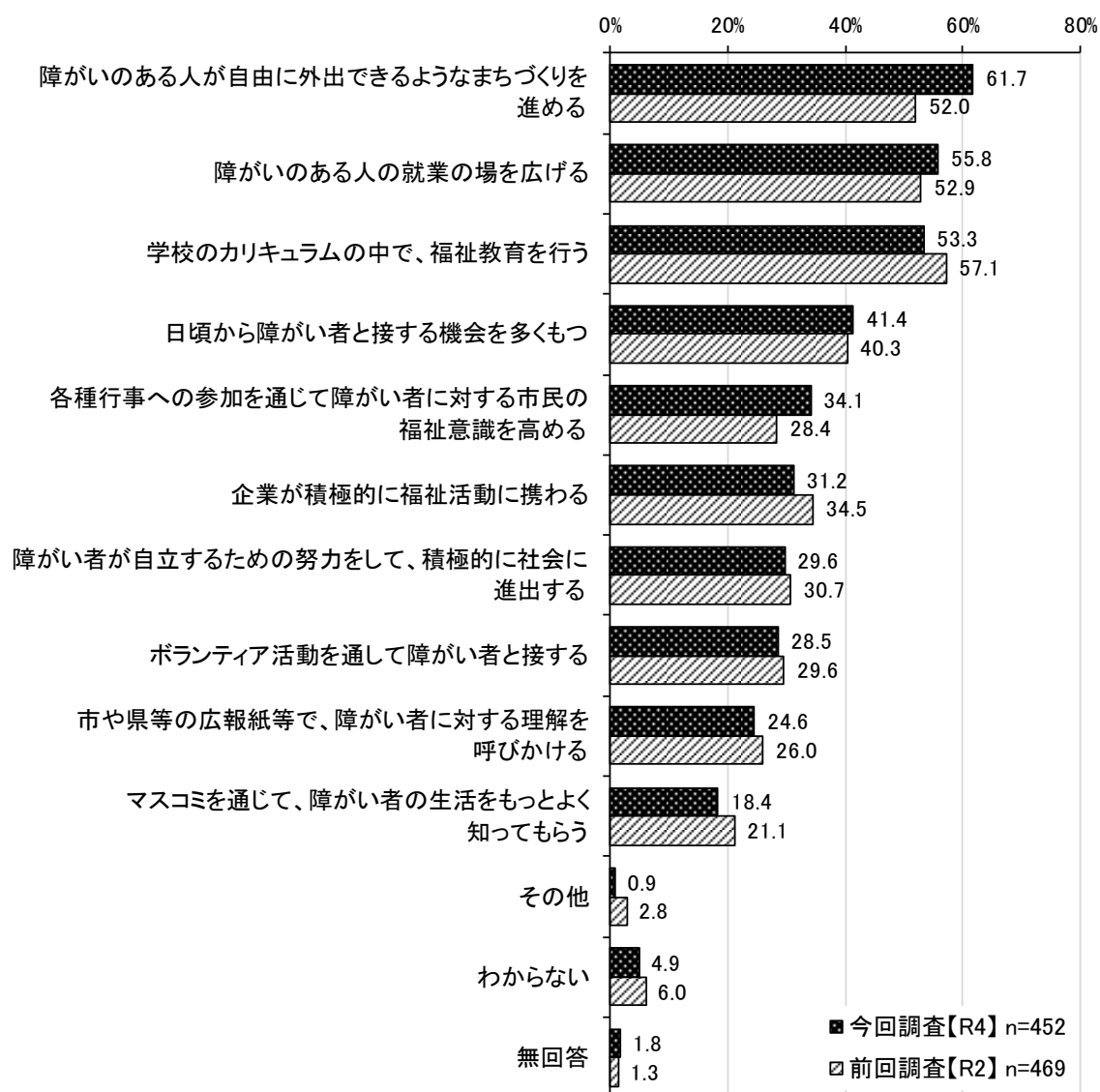
経年比較でみると、前回調査より「できることがあればしてみたい」が 3.5 ポイント低くなっています。



③障がいのある人に対する理解を深めるために必要なこと

障がいのある人に対する理解をより深めるために必要なことについては、「障がいのある人が自由に外出できるようなまちづくりを進める」が61.7%で最も高く、次いで「障がいのある人の就業の場を広げる」が55.8%、「学校のカリキュラムの中で、福祉教育を行う」が53.3%となっています。

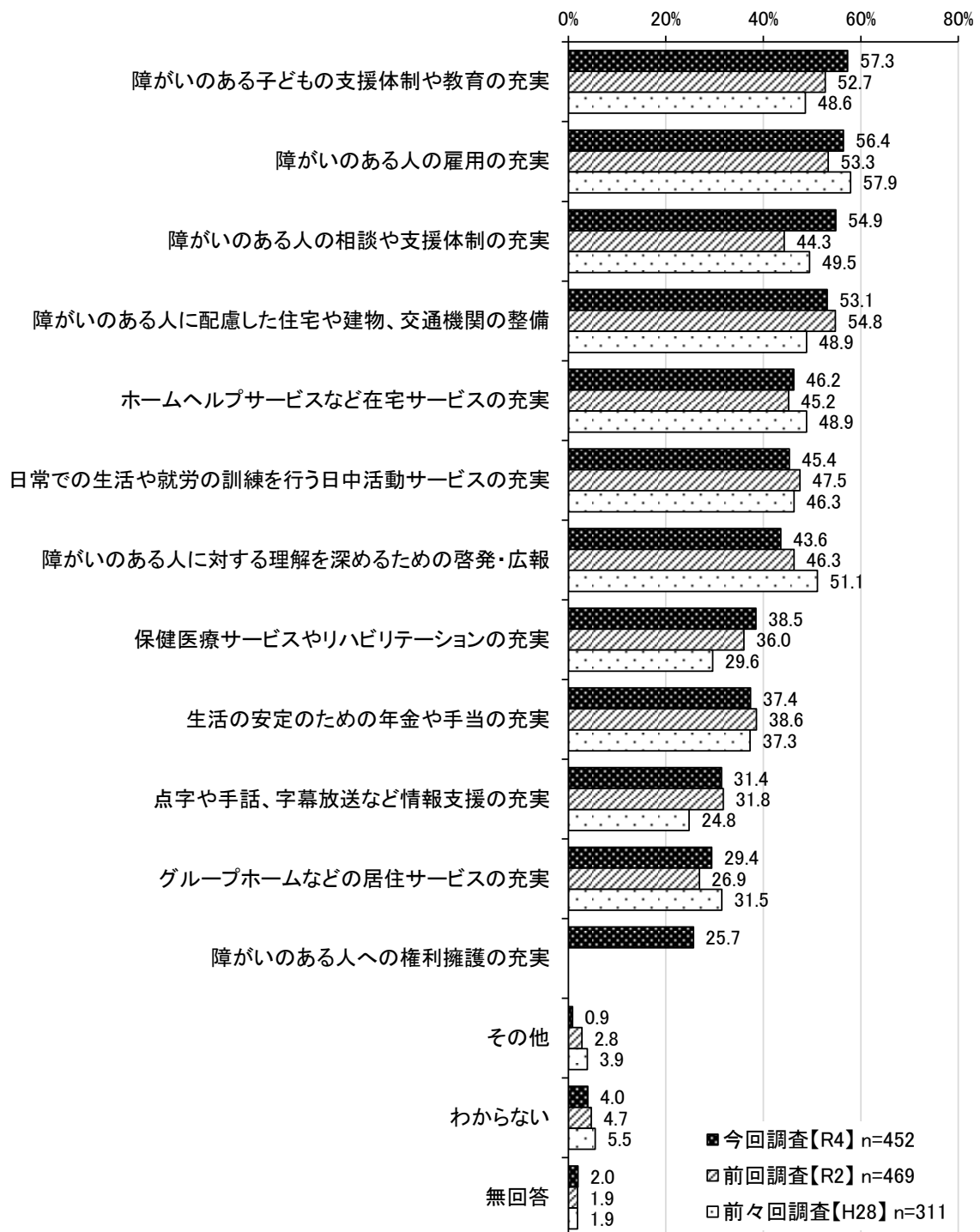
経年比較でみると、前回調査より「障がいのある人が自由に外出できるようなまちづくりを進める」が9.7ポイント高くなっています。



④障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会実現のための施策

障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会実現のための施策については、「障がいのある子どもの支援体制や教育の充実」が57.3%で最も高く、次いで「障がいのある人の雇用の充実」が56.4%、「障がいのある人の相談や支援体制の充実」が54.9%となっています。

経年比較でみると、「障がいのある子どもの支援体制や教育の充実」、「保健医療サービスやリハビリテーションの充実」は増加傾向で推移し、前々回調査よりそれぞれ 8.7 ポイント、8.9 ポイント高くなっています。



3 ヒアリング調査の概要

(1) 調査の概要

障害福祉サービス提供事業者や障がい者関係団体を対象に、運営等における課題や今後の取り組みの意向等を把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

(2) 事業所ヒアリングの主な意見

■ 運営における課題

- ・ 人員の不足。職員を募集しているが応募がない。
- ・ 人材紹介会社に支払う紹介手数料の負担が大きい。
- ・ 人件費、物価高騰の影響。
- ・ コロナ禍によるサービスの利用控え。

■ 利用者支援における課題

- ・ 利用者及び利用者家族の高齢化。
- ・ 人員の不足により、一人ひとりのニーズに答えられない、目が届かないときがある。
- ・ 利用者の通所時の移動手段の確保が難しい。
- ・ 子どもへの療育の仕方。子どもより保護者への支援の難しさを感じることもある。
- ・ 災害時等において、事業所が避難所となった際、入院が必要と思われる方の見極めなど、医療機関との連携が課題である。
- ・ 一人の人と長期間関わるには、本人の高齢化に伴う介護の問題や、親亡き後の支援が必要であるとともに、職員のスキルアップが必要である。
- ・ 学校の卒業生に対して、コーディネーターが窓口となりアドバイスすることはできるが、現状として、在籍している児童生徒の相談で手一杯。
- ・ 特別支援学校には保護者やヘルパーの付き添いが必要。事業所で訪問教育が受けられると保護者の負担等も軽減される。
- ・ 疲労感を周囲に言えずに抱え込んでしまっている保護者は、支援等に関する情報を得られないまま、ただ頑張っている状態になっている。
- ・ 利用者の高齢化により、内科的疾患を発症した際、食事制限や金銭管理等により、精神状態の悪化も懸念されることから、どのように内科的治療をしていくかが課題となる。
- ・ 障害福祉サービスを利用していたが、65歳となり介護保険サービスを利用することで、自己負担が発生してしまう。また、65歳以上で要介護認定を受けられない方が障がい者施設に入るのは難しい。

■ 事業所への支援に対する意見・要望

- ・ 制度の手続きにおける書類が複雑。家族や事業所職員でも理解が難しい場合があるため、手続きが簡素化されると良い。
- ・ サービスのみならず、本人を取り巻く環境などを含めた情報共有が、今まで以上に必要だと感じている。
- ・ 研修会などのお知らせは、開催する前月にはほしい。
- ・ 市内の福祉事業所で生産しているものを販売できる機会を設けてほしい。

- 医療的ケア児を預かるためには、高額な医療物品等が必要となる。事業所の新規立ち上げ時には、県の助成金制度があるが、事業所負担分は大きい。
- 放課後等デイサービス事業者が集まる協議会等がないので、横の連携が取りにくい。また、市や学校とも連携が取れていないように感じる。
- 相談支援専門員は精神的にもハードで、相当なエネルギーを必要とするにも関わらず単価が安い。

■ 障がい者の就労支援として必要だと思うこと

- 賃金（工賃）の底上げが必要だと思う。
- 就職先に障がいの特性を理解していただくことが必要。就職した後の定着支援は必須だと思う。
- グループホームは都心部から外れた場所にあることが多いため、通勤できずに就職できない方もいる。移動の部分を誰が支援するのか、どのように訓練するのか考える必要がある。
- 就職後も企業と連携を図り、企業内で孤立してしまうことがないよう支援の仕組みができると良い。就労選択支援を創設するのであれば、より一層企業と事業所の連携が重要となる。
- 特別支援学校を卒業し、就職後に問題が起きると社会復帰が難しくなる。そのため、卒業後すぐに就職する必要はないと思う。個人の特性を見極め、訓練を受けながら段階的な支援ができると良い。

■ 地域生活への移行にあたり必要だと思うこと

- 利用者が生活しやすい環境を整えることが大切。
- 本人が地域生活を望んでいるのか、本人のできる・できないのアセスメントが必要。
- 退院後、地域に戻る際に住居の斡旋に協力してくれる事業所がいくつかあると良い。また、そこにサービスが入るとスムーズな支援ができる。
- 地域移行支援は、柔軟に対応できる反面、何をしてくれるものなのか伝わりにくいといった課題がある。

■ 障がい児への支援として必要だと思うこと

- 1人で支援するのではなく、チームで違った角度から支援できると良い。
- 保育園や幼稚園、学校における加配職員の充実。
- 保護者の方は、子どもの将来のことについて不安があると思うので、保護者同士がお茶を飲みながら情報交換できる機会を提供できると良いのではないかなと思う。
- 医療的ケア児への支援で必要なことは、一時の安心ではなく一生涯に渡って安心して暮らしていけるシステムであると捉えている。
- 支援の情報が途切れることなく、共有できる仕組みづくりが必要である。

■ 障がいのある人への市民の理解を深めるために必要だと思うこと

- 障がいについて学ぶ取組が、小・中学校で強化されると良いと思う。
- 地域の活動やイベント等へ参加し、ふれあう機会の場を提供する。
- 地域で活躍している障がい者を、広報紙やホームページで紹介する。
- 地域住民との交流を図り、何かあった際には声をかけ合える関係性を構築したいと考えている。

(3) 団体ヒアリングの主な意見

■ 運営における課題

- 会員の高齢化。
- 働く人が増え、日程調整が難しい。
- 会員が減少した場合、解散も考えている。

■ 団体への支援に対する意見・要望

- 障がい者の数は増えているのに、入所施設やグループホームは増えていない。親は子どもの人生に責任があると思っている。市内への施設誘致を前向きに考えてほしい。
- 多職種間のネットワークの構築。
- 縦割りをなくし、子どもを中心とした切れ目ない支援。
- できないではなく、どうしたら実現できるかを考えるチームづくり。

■ 障がい者の就労支援として必要だと思うこと

- 職場で一緒に働く方が障がい特性を理解していること。研修の機会があっても良いと思う。
- 就労継続支援A型・B型の支援が適切に実施されているのか検証してほしい。

■ 地域生活への移行にあたり必要だと思うこと

- 施設入所時は障害年金のみで生活できていたが、地域で生活するには年金だけでは不足する。移行できる人が全て就労できるわけではないので、生活資金の援助や生活面をサポートできる支援者がついてくると、安心して移行できると思う。
- 障がいの程度に合わせたグループホームの整備。
- 地域住民の理解を得るための啓発。定期的な見守りは必須である。

■ 障がい児への支援として必要だと思うこと

- 障がいのことや障がい者のことを知ってもらう機会を増やしてほしい。
- 生まれる前から、生まれた後も、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の構築。
- 障がいを持つ子どもの両親が、地域の中で安心して子育てできる協働環境の整備。
- 当事者、家族も含めた心のバリアフリーの推進。
- 身体の状態は個々で異なるが、ずっと家にいることは苦痛だと思うので、日中活動の場所があることは生きがいにもつながると思う。また、親としても身体面や精神面での負担軽減になる。
- 身体が大きくなると入浴介助が大変になるため、訪問入浴介助のサービスがあると良い。
- 親亡き後の生活介護やグループホーム、施設入所を考えると、他者との付き合いに慣れておく必要があると思うので、宿泊などを通じて慣らしておいたほうが本人のためになると思っている。

■ 障がいのある人への市民の理解を深めるために必要だと思うこと

- 行政による啓発や情報発信を行う。
- ふれあう機会をつくり、理解し合うことが大切である。
- 学校交流において、学校及び保護者の負担を少なくし、定期的に行えるようにする。

第 3 章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

【基本理念】

わかりあい・支えあい・皆が安心して暮らせるまち

障がい者に対する理解は、少しずつではありますが、進んでいるとの評価が、アンケート調査や事業所、団体へのヒアリング調査から挙げられています。しかしながら、障がいによっては、市民の理解が十分に進んでいなかったり、障害福祉サービスを提供する事業所が十分に整っていないなどの課題もあります。

本計画においては、障がいのある人もない人も共に地域社会で暮らす市民の一員として相互に人格と個性を尊重し、基本理念の実現を目指します。

2 計画の基本施策

基本理念を実現するため、次の4つの基本施策に基づき、施策を展開します。

基本施策 1 お互いを理解し尊重する「こころ」づくり

障がいのある人への差別や偏見が無くなるよう、障がいに対する理解の促進を図るとともに、情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実、相談対応の強化に取り組みます。

基本施策 2 自分らしい「生活」づくり

障がいのある人が、自分らしく日々の生活を送れるよう、地域生活の支援を行うとともに、積極的に地域社会に参加していける環境整備に取り組みます。

基本施策 3 自立した生活と健やかに成長する「自分」づくり

障がいのある人が、いきいきと自らより良い暮らしを追求できるよう、就労支援の充実、自立するために必要な能力の育成・支援に取り組みます。

基本施策 4 安心して地域で暮らせる「環境」づくり

安心・安全に暮らせる環境の整備に努めるとともに、万が一の災害等に備えて、防災・防犯対策の充実に取り組みます。

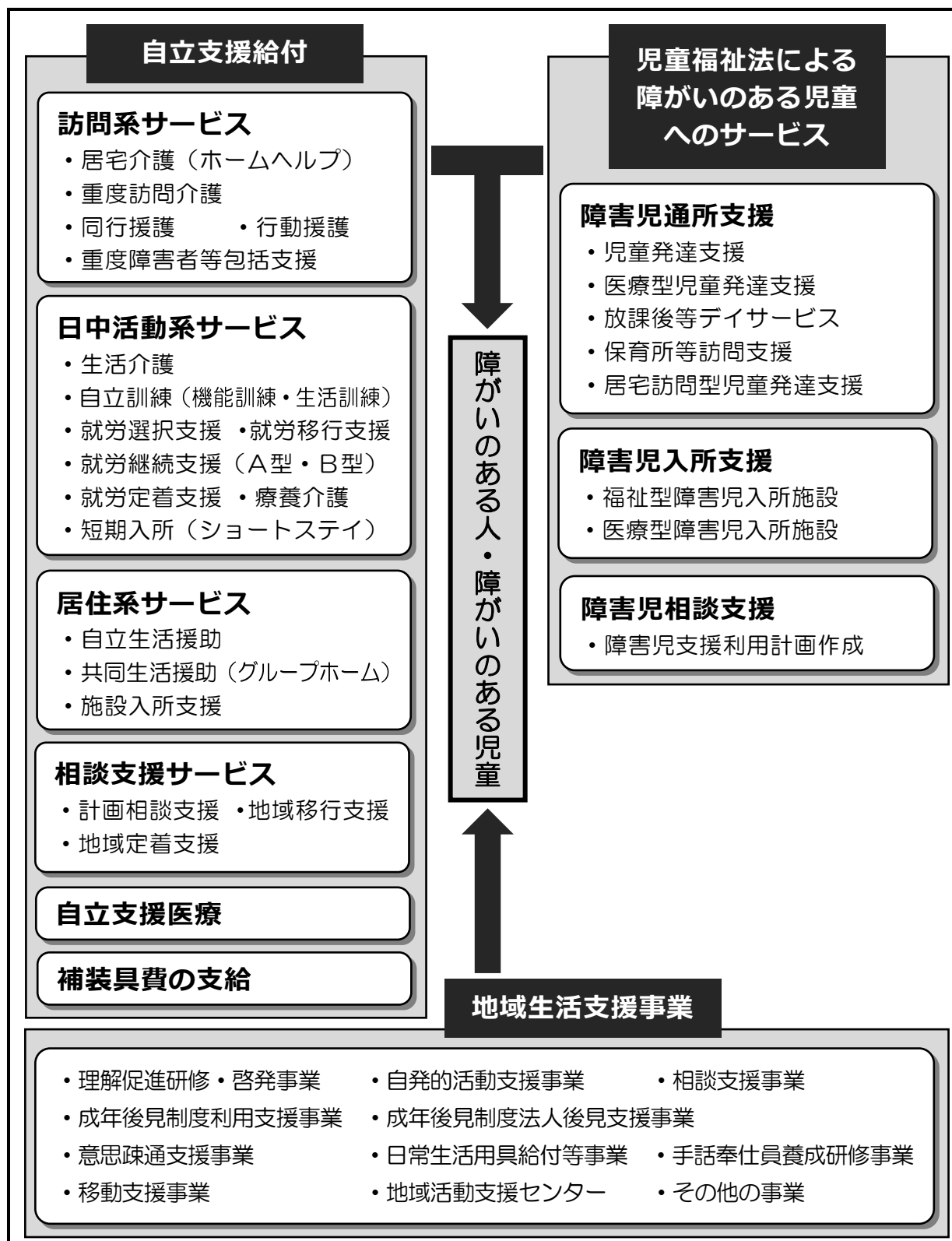
3 施策の体系

基本理念：わかりあい・支えあい・皆が安心して暮らせるまち

<p>基本施策1 お互いを理解し尊重する 「こころ」づくり</p>	<p>推進施策1 障がいに対する理解の促進</p>
	<p>(1) 差別の解消、理解の促進</p>
	<p>(2) ボランティア活動・福祉活動の推進</p>
	<p>推進施策2 情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実</p>
	<p>(1) 情報バリアフリーの推進</p>
	<p>(2) 制度・サービス内容の周知</p>
	<p>推進施策3 相談対応の強化</p>
	<p>(1) 相談体制の充実</p>
	<p>(2) 権利擁護の推進</p>
<p>基本施策2 自分らしい「生活」づくり</p>	<p>推進施策1 地域生活の支援</p>
	<p>(1) 日常生活の支援</p>
	<p>(2) 住まいの確保</p>
	<p>(3) 各種手当の支給・助成</p>
	<p>推進施策2 社会参加の促進</p>
<p>基本施策3 自立した生活と健やかに 成長する「自分」づくり</p>	<p>推進施策1 就労支援の充実</p>
	<p>(1) 雇用・就労機会の促進</p>
	<p>(2) 工賃向上の推進</p>
	<p>推進施策2 保育・教育環境の充実</p>
	<p>(1) 保育・発達支援体制の充実</p>
	<p>(2) 学校教育の充実</p>
	<p>推進施策3 保健・医療の充実</p>
<p>(1) 保健事業の充実</p>	
<p>基本施策4 安心して地域で暮らせる 「環境」づくり</p>	<p>推進施策1 人にやさしい環境の整備</p>
	<p>(1) 人にやさしいまちづくりの推進</p>
	<p>推進施策2 安心・安全な暮らしの確保</p>
	<p>(1) 防災対策の充実</p>
<p>(2) 交通安全対策・防犯意識の高揚</p>	

4 障害福祉サービス等の体系

障がいのある人、障がいのある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。



第 4 章

障がい者計画

基本施策 1 お互いを理解し尊重する「こころ」づくり

推進施策 1 障がいに対する理解の促進

現状と課題

- 障がいのある人とない人が、障がいの有無にとらわれることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが障がいのある人にとって日常生活や社会生活を営む上で制約となっている社会的障壁を十分に理解することが必要です。
- 障がい者の権利を守り、地域で安心して暮らしていくためには、「障害者差別解消法」に基づき、差別の解消につながるよう、必要な施策を推進していくことが重要です。
- ボランティア活動は、障がいのある人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っています。日常生活の中で生じる障がいのある人の様々なニーズに対して、自助・共助・公助を柔軟に組み合わせながら、地域全体が連携して取り組むことが重要です。

《アンケート調査結果からみる課題》

- 差別や嫌な思いをした経験については、「たくさんあった」、「少しはあった」の合計値が37.1%と、前回調査より11.1ポイント高くなっています。また、差別や嫌な思いをした場面については、買い物やレジャーの外出先、会社、学校などが上位に挙げられています。依然として、差別的な事象が発生している状況がうかがえることから、不当な差別や社会的な障壁が無くなるよう、引き続き、啓発活動等に取り組む必要があります。

《取組の方向性》

- ◆障がいを理由とした偏見や差別といった人権を侵す行為や不利益を被ることがないよう、理解の促進に取り組みます。また、ボランティア等の活動の支援、障がいのある人との交流機会の拡大に取り組みます。

(1) 差別の解消、理解の促進

○障がいや障がいのある人への理解を深めるため、啓発活動を推進します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
障害者週間を通じた啓発・広報活動	障害者週間（12月3日～9日）を通して、障がいに対する理解を深めるための啓発・広報活動に努めます。	社会福祉課
市民意識の醸成	市民が障がい福祉に対する理解を深められるよう、各種講座、イベント等を開催し、理解促進に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
障害者差別解消法の普及啓発	障がいを理由とする差別の解消を推進するための普及啓発を図ります。 また、市が行う事務・事業に対し、「つくばみらい市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、不当な差別的取扱いを禁止するとともに、負担が過重とならない範囲で合理的配慮を実施します。	社会福祉課
ヘルプマーク・ヘルプカードの広報・啓発	障がいのある人への理解や支援の一助となるよう、ヘルプマークやヘルプカードの周知に努めます。	社会福祉課
各種マークの周知	障がいのある人に関するマークの周知に努めるとともに、「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」の普及啓発を図ります。	社会福祉課
人権教育	人権教育等に関する講演会等を開催し、人権の理解促進を図ります。	生涯学習課

(2) ボランティア活動・福祉活動の推進

○多様な主体の参加による地域の支援体制の構築を目指します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
ボランティア・NPO の活動支援	ボランティア・NPO に対する情報提供などにより、活動を支援します。	地域推進課 社会福祉協議会
ボランティア・NPO 活動への人材育成・参加促進	ボランティア・NPO に対する学習機会の提供やボランティア活動を身近に感じてもらえるよう、ボランティア養成講座等の充実を図り、人材育成に努めるとともに、地域住民が主体的に参加しやすい環境を整え、参加促進を図ります。	地域推進課 社会福祉協議会
ボランティア市民活動センターの周知	ボランティア市民活動センターの機能や役割等の周知を図り、ボランティアへの登録を推進し、ボランティア活動への参加を促進します。	社会福祉協議会
ボランティア登録の推進	ボランティアへの登録を推進するとともに、ボランティア活動へとつなぐコーディネート機能の充実を図ります。	社会福祉協議会

推進施策2 情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーション支援の充実

現状と課題

- 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通を図る施策を充実させ、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進する必要があります。
- 障がいのある人が安定した生活を送るためには、経済的支援の充実が求められており、各種制度の周知と利用促進を図ることが必要です。
- 障がいのある人が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、コミュニケーション支援の充実を推進することが求められています。

《アンケート調査結果からみる課題》

- 情報の入手状況については、「あまり入手できていない」、「入手できていない」の合計値『入手できていない』が37.7%となっています。情報発信に係る様々な媒体を活用し、必要な情報が必要としている方に届くよう、引き続き、情報提供の充実を図る必要があります。

《取組の方向性》

- ◆必要な情報を必要な人に確実に提供できるよう、様々な媒体を活用し関係機関とも連携しながら情報提供の充実に取り組みます。また、社会生活上の意思疎通を円滑にするために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣事業に取り組みます。

(1) 情報バリアフリーの推進

- 広報紙や市ホームページなど、障がいのある人が利用しやすくなる情報提供の充実に努めます。
- 障がいのある人とない人とのコミュニケーションが広がるよう、障がいの特性に合わせた多様な意思疎通支援を推進していきます。
- 関係機関と連携して、障がいのある人の地域生活が向上する情報内容の充実に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
情報提供の充実	ホームページやSNS等を活用して、市民に対して正確かつ丁寧な情報提供に努めます。 ホームページでは、音声版の広報紙を公開し、誰もがホームページを支障なく利用できる「ウェブアクセシビリティ」に対応したホームページ運営に努めます。 また、点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努めます。	秘書広報課 生涯学習課 社会福祉協議会
コミュニケーション支援の推進	視覚・聴覚・音声機能障がいのため、意思疎通が困難な方に対して、意思疎通支援事業(手話通訳士、要約筆記者の派遣)による取り組みを推進します。	社会福祉課
声の広報	視覚障がいのある人が情報を得られるように、広報紙や議会だより、社協だより等の内容を、ボランティアの協力により録音したCDの貸し出しを行います。	社会福祉協議会

(2) 制度・サービス内容の周知

○障がい福祉に関する制度やサービス内容を的確かつ迅速に伝えられるよう努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
制度・サービス内容の周知	<p>広報紙やホームページを活用して、障がい福祉に関する制度やサービス内容の周知徹底を図ります。</p> <p>「障がい者支援のしおり」を活用するほか、障がいの特性に適応した方法により、障がいのある人や、ご家族及び支援者等に対して、障がい福祉に関する制度やサービス内容を確実に伝えるよう取り組みます。</p>	社会福祉課
障がい福祉事業所への情報提供	<p>障害福祉サービス事業所と連絡会を通じて連携を密にすることで、適切な情報提供を行います。</p>	<p>社会福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>
障害年金の周知	<p>障害基礎年金制度の周知を行います。</p>	国保年金課
税の軽減制度の周知	<p>住民税における障がい者控除や軽自動車税の減免などの税の軽減について、広報紙や市のホームページなどで周知します。</p>	税務課
重度心身障がい者医療福祉制度(重度心身障がい者マル福)の周知	<p>重度心身障がい者医療福祉制度(重度心身障がい者マル福)の周知を行います。</p>	国保年金課

推進施策3 相談対応の強化

現状と課題

- 障がいのある人が、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき地域社会で望む生活を送るためには、障がいのある人本人の自己決定を尊重する観点から、本人が適切に意思決定をできるよう、障がい種別や様々なニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施が必要です。また、障がいのある人やその家族によるピアサポート事業の促進など、多様な相談支援体制の充実が求められています。
- 権利擁護の推進では、自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制の整備が求められています。
- 障がいのある人に対する虐待が問題となっており、関係機関や地域住民のネットワーク体制の整備、早期に発見しやすい体制を整えることが求められています。障がいのある人の権利を守るため、「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人に対する虐待防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障がいのある人への虐待を防止するための体制強化が求められています。

《アンケート調査結果からみる課題》

- 相談相手については、「病院・医院・クリニック」、「市役所の窓口」が上位に挙げられています。また、相談する際の困りごとでは、「どこに相談すればよいかわからない」が約3割となっています。相談先がなかったり、相談先がわからないなどの理由により、悩みや困りごとを一人で抱え込まないように、相談したいと思った際には、円滑に相談機関等へとつなげられるよう、引き続き、相談窓口等の周知が必要であると考えられます。
- 成年後見制度の認知度については、「知っている」、「聞いたことはある」がともに28.6%と、制度自体は認知されている状況がうかがえます。一方で、成年後見制度の利用意向については、「将来は利用したい」が16.2%となっています。成年後見制度の利用実績は少ないものの、制度を必要とした際には、円滑な利用へとつなげられるよう、成年後見制度に係る相談窓口の充実や、本人と関係機関等をつなぐ地域連携ネットワークの構築など、利用促進に向けた体制整備が重要であると考えられます。

《取組の方向性》

- ◆障がいのある人の地域生活を支える基盤となる相談窓口の周知と機能強化、地域生活を継続できる相談支援体制の構築に取り組みます。

(1) 相談体制の充実

○障がいのある人やその家族が地域で安心して生活ができるように、総合的かつ専門的な相談支援が行える体制整備に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
相談支援体制の強化	障がいのある人の生活全般にわたる総合的な相談支援を行えるよう基幹相談支援センター等を展開し、相談機能の強化に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
家庭児童相談の充実	個々のケースに応じて関係機関と連携を図ることにより、家庭児童相談業務を充実させます。	おやこ・まるまるサポートセンター
乳幼児の相談体制の充実	支援が必要な母子を早期に発見し、適切な支援につなげるため、母子への相談体制等を充実させます。	おやこ・まるまるサポートセンター
相談員の活動支援及び資質の向上	障がい者やその家族などからの身近な相談に感じられるよう、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の活動を支援します。 また、県などが主催する障がい者施策、教育、職業等の幅広い分野にかかる研修への参加を促すなど、各相談員の資質向上に努めます。	社会福祉課
重層的支援体制の整備	単独の事業所では支援が困難な事例について、多機関が連携して支援していける体制(重層的支援体制)の整備に努めます。	社会福祉課

(2) 権利擁護の推進

○障がいのある人の人権を守るため、成年後見制度の周知及び制度利用のための支援を行います。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
成年後見制度の普及促進	令和4年度より設置された成年後見支援センターの周知を行い、早期の段階から成年後見制度について理解が深められるよう、市民の理解と普及促進に努めます。	社会福祉課 介護福祉課 社会福祉協議会
日常生活自立支援事業の実施	判断能力が不十分な人(認知症高齢者、知的障がい、精神障がい等)が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用手続きや日常的金銭管理を実施します。	社会福祉協議会
権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり	権利擁護支援の必要な方が早い段階から相談できるよう成年後見制度利用の体制を整備するとともに、様々な関係機関との情報連携の核となる機関の設置を進めます。	社会福祉課
法人後見事業の実施	社会福祉協議会として成年後見人等を受任し、意思決定が困難な知的障がい者や精神障がい者の地域生活等を支援します。	社会福祉協議会
市民後見人の養成と活動支援	地域の身近な存在として成年後見制度を担う市民後見人の養成を行います。また、市民後見人が地域の担い手となるようフォローアップ研修の開催など、活動をサポートします。	社会福祉協議会
相談・申立て等に関する支援	成年後見制度の利用や今後の方向性など全般について相談を行います。また、申立てに必要な書類説明のほか、書類の書き方をはじめ、内容確認などの支援、後見人が家庭裁判所に提出する報告書の書き方などを支援します。	社会福祉協議会

(3) 虐待の防止

○障がいのある人の尊厳を傷つける様々な虐待の防止策に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ	障がい者一人ひとりの権利が守られ、自立して生活できるよう、広報紙やパンフレット、ホームページやSNSなどによる情報提供により、市民やあらゆる関係者に対し、障害者虐待防止法について周知し、正しい理解と虐待の未然防止に努めます。	社会福祉課
虐待の早期発見・早期対応	障がい者に対する虐待の通報相談に対し、迅速かつ適切に対応するとともに、障がい者等の虐待通報義務について徹底します。	社会福祉課
障がい者虐待に係る一時保護用居室の確保	虐待もしくは暴力による被害者又は家族に対し、緊急時における安全確保のため一時的に避難する場所を確保します。	社会福祉課
要保護児童等対策地域協議会	児童虐待の早期発見及びその適切な保護のため、関係機関が適切な連携の下で支援ができるよう、代表者会議・実務者会議等を開催しネットワークの強化を行います。	おやこ・まるまるサポートセンター
関係機関の連携・協力による対応と体制	複数の関係機関が連携を取りながら、障がい者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応します。	社会福祉課 介護福祉課 おやこ・まるまるサポートセンター

基本施策2 自分らしい「生活」づくり

推進施策1 地域生活の支援

現状と課題

○障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加を図っていくことが求められています。また、障がいの多様化、重度化、高齢化など、求められる支援の質や内容も複雑化しており、一人ひとりのニーズに的確に対応するためには、サービスの質の向上が求められています。

○住まいは生活の基本であり、障がいの特性や程度などに左右されることなく、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるような環境が必要です。

公営住宅の供給や、グループホームなどの共同生活の場の整備など、個人の状況に応じた自立した生活ができるような居住環境の整備に向けて取り組む必要があります。

《アンケート調査結果からみる課題》

○将来への不安については、「健康のこと」、「生活費のこと」、「医療のこと」が上位に挙げられています。また、主な介護者が困っていると思われることについては、「高齢である」、「精神的に疲れている」、「経済的な問題」が上位に挙げられています。障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービス基盤の整備とともに、日常生活を送る上で必要となる多様な支援事業を展開し、経済的負担を軽減するための各種制度の周知と利用促進を図る必要があります。

《取組の方向性》

◆障がいのある人が、自分らしく日々の生活を継続していけるよう、「障害福祉サービス」の確保・充実、住まいの確保、経済的負担の軽減に努めます。

(1) 日常生活の支援

○障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスをはじめ、障がいのある人の地域生活を支援する各種サービスの提供基盤の整備・拡充を目指します。

○障がいのある人が、自分に合った日々の生活が送れるよう、多様な日中活動の場の充実を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
障害福祉サービス等の充実	障がいのある人が障がいに応じた様々な障害福祉サービスを受けられるよう、障がいのある人又は家族や事業者に対し、適切な情報提供を行います。	社会福祉課
地域生活支援事業の充実	日中一時支援事業、相談支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者のニーズに即したサービスの充実を図ります。	社会福祉課
障がい児支援の推進	児童福祉法に基づく障がい児支援の充実を図ります。	社会福祉課
生活支援サービスの充実	地域生活を支えるため、利用ニーズを的確に把握し、生活支援サービスの充実を図ります。 【生活支援サービス】 ・寝具洗濯乾燥消毒サービス ・理髪サービス ・救急医療キットの配布 ・緊急通報システム見守りサポート	介護福祉課 社会福祉協議会
ごみ出し支援事業	身体障害者手帳2級以上の障がいがあり、ごみ出しができない状況にある方のごみを自宅に戸別に収集します。	生活環境課
生活福祉資金貸付事業の実施	低所得者、障がい者又は高齢者の属する世帯に対し、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。	社会福祉協議会

(2) 住まいの確保

○民間事業者や関係機関と連携し、多様な形での障がいのある人の暮らしの場の確保を目指します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
市営住宅の入居支援	住宅に困窮する低額所得者等に、市営住宅を供給できるよう推進します。	住まい開発政策課
民間賃貸住宅家賃補助	市営住宅入居資格のある方で、市内の民間賃貸住宅に入居している方に、家賃の一部を補助します。	住まい開発政策課
住宅改修費等の助成	日常生活における利便を図るため居室、浴室、トイレ等の住宅改修費の一部を助成・貸付けする制度について周知します。	社会福祉課
グループホームの利用促進	グループホームへの入所支援に努めるため、近隣市町村の事業所と情報共有など可能な支援策を検討します。	社会福祉課

(3) 各種手当の支給・助成

○障がいのある人の経済的自立と、その家族の生活の安定を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
各種手当制度の周知	<p>国が実施する各種の障がいのある人を対象とする手当や市の独自事業として実施している手当等を障がい福祉のしおり、パンフレット、市ホームページ及び広報にて周知を図ります。</p> <p>【各種手当制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・在宅心身障害児福祉手当 ・難病患者福祉手当 ・特別児童扶養手当 等 	社会福祉課
特別支援教育就学奨励費の支給	<p>特別支援教育の普及・奨励と保護者の経済的負担の軽減を図るため、特別支援学級に就学する児童の保護者に対して、就学に必要な学用品費、給食費、修学旅行費などの一部を援助します。</p>	学校総務課

推進施策2 社会参加の促進

現状と課題

- 障がいのある人とない人がお互いを理解し合い、それぞれが支え合う社会を実現するためには、障がいのある人に対する理解と認識を深めるための交流や福祉教育が重要です。
- 文化活動やスポーツ活動等の社会参加は生活を豊かにするものであり、積極的に促進していく必要があります。こうした活動を広げるには、障がいのある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切です。

《アンケート調査結果からみる課題》

- 文化活動やスポーツ活動などに参加しやすくするために大切なことについては、「移動手段が確保されていること」、「周囲の理解が得られること」、「障がいのある人に参加できる活動の情報が伝わっていること」が上位に挙げられています。障がいのある人が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現するためには、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努める必要があります。

《取組の方向性》

- ◆障がいのある人が、自分らしく、いきいきとした暮らしが送れるよう、積極的に社会参加の機会を提供し、そのための環境づくりを進めます。

(1) スポーツ・文化・レクリエーション活動の充実及び交流機会の拡大

○スポーツや文化活動など、障がいのある人が参加しやすい環境づくりに取り組みます。
 ○交流・ふれあい活動を通じて、障がい及び障がいのある人に関する市民の理解を深め、
 こころのバリアフリーを促進します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
スポーツ・文化・レクリエーション活動の支援	地域におけるイベント(桜まつり、親子料理教室等)に障がいのある人の参加を促します。また、各種スポーツ大会に参加する障がいのある人を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会
生涯学習施設の整備	スポーツ運動施設や公民館、図書館など生涯学習施設において、障がいのある人等が安全に利用できる施設整備に努めます。	生涯学習課
図書館サービスの充実	障がいのある人が平等に図書館を利用できるよう、録音図書や点訳図書、電子図書などの資料の貸出を行います。また、障がいに応じて市の負担により配送による図書館資料の貸出を行います。	生涯学習課
選挙執行における配慮	投票所のバリアフリー化や簡易スロープの設置、郵便投票制度の案内など、選挙権を行使できるよう配慮します。	総務課
交流機会の拡大	障がいのある人の自主的な活動や交流機会の拡大を支援します。	社会福祉課 社会福祉協議会

基本施策3 自立した生活と健やかに成長する「自分」づくり

推進施策1 就労支援の充実

現状と課題

○障がいのある人の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障がいのある人の雇用に関する制度の普及啓発を図っていく必要があります。一方、障がいのある人を受け入れる事業所や能力に合った職種が少ないとされていることから、能力に応じて就労が可能となるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進することも重要です。令和4年の「障害者雇用促進法」の改正では、事業主における障がい者雇用の一層の促進に向け、法定雇用率の引き上げとともに、事業主に対する支援策の強化が図られることとなりました。

《アンケート調査結果からみる課題》

○働きやすい環境をつくるために必要だと思うことについては、「障がいに対する上司や同僚の理解」、「企業の障がい者雇用に対する理解」が上位に挙げられています。いずれも障がいに対する理解が上位に挙げられていることから、雇用の場における障がいに対する理解促進を図るとともに、障がいのある人が抱える不安や悩みを、一人で抱え込むことがないよう、障がい種別に応じた、相談支援の充実を図る必要があります。

《取組の方向性》

◆自分に合った働き方を選択できるよう、就労支援体制の構築を進めます。また、企業に対して、障がい者雇用に関する理解啓発に努めます。

(1) 雇用・就労機会の促進

- 障害者就業・生活支援センターとの連携強化を図り、総合的な就労支援や雇用拡大、職場定着支援に取り組みます。
- 福祉施設等において生産活動を行う福祉的就労の充実を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
障がい者雇用の推進	障がいのある人の雇用への理解促進及び雇用拡大に向けて、「障害者雇用支援月間（9月）」の周知を図ります。	産業経済課
特別支援学校との連携	特別支援学校の進路相談会に参加し、居住先や就労などの相談支援を行います。	社会福祉課
就労系サービスの充実	就労系サービスの利用を通して、障がい者の就労と継続した就労を支援します。	社会福祉課
福祉事業所等の物品等販売の充実	イベントや市役所内での物品等の販売を行うことで、福祉事業所等と連携を図り、物品等販売の充実に努めます。	社会福祉課
職場環境の向上に向けた取組の促進	障がい者が働きやすい職場環境とするため、段差の解消やトイレ等の設備改造などのバリアフリー化について、事業主への理解を促進します。	社会福祉課

(2) 工賃向上の推進

- 障がいのある人が、働く喜びを感じながら地域で自立した生活が送れるよう、事業所等の工賃向上に向けた取組を支援します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
優先調達推進	「障害者優先調達推進法」に基づき、市役所や関係機関等において、製品や物品の購入、役務の依頼などにより、受注機会の拡大を図ります。	社会福祉課

推進施策2 保育・教育環境の充実

現状と課題

○障がい児支援にあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、障がい児一人ひとりに合った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが求められています。

○障がいの有無に関わらず児童・生徒が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムは、障がいのある児童に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人ひとりの「生きる力」を培う教育の充実を図る必要があります。

そのために、障がいのある児童・生徒が、いきいきと学ぶことができるように、適切な教育支援としての「合理的配慮」を本人・保護者等と十分に話し合っていくとともに、障がいのある児童・生徒に対する理解を深め、豊かな人間性を育むための交流及び共同学習を推進していくことが重要です。

さらに、教職員への研修や適切な教育相談体制の充実等、障がい理解の啓発と十分な支援体制の整備を図り、連続性のある「多様な学びの場」とするために「個別の教育支援計画」をさらに充実していく必要があります。

《アンケート調査結果からみる課題》

○子育てをする上で、早期に適切な支援を受けるために必要だと思うことについては、「専門家による相談支援体制を充実させる」、「専門的な療育訓練を充実させる」が上位に挙げられています。また、お子さんが受けている支援等で充実させるべきことについては、「進学先を決めるための相談支援体制の充実」、「会話やコミュニケーションに関する支援」、「友達など人とのかかわり方に関する支援」が上位に挙げられています。子育てというライフステージでは、専門的な相談、療育訓練の充実が求められている状況であり、お子さんの将来を見据えた支援の充実が望まれています。保護者の方は、親亡き後の生活に不安を抱いている方も多いことから、障がいのある児童一人ひとりの個性を捉えながら、教育支援や相談体制の充実を図るとともに、将来の自立を見据えた支援や、関係機関との連携を強化していく必要があります。

《取組の方向性》

- ◆一人ひとりの障がい特性等に応じた取り組みを推進し、子どもたちの能力に応じて可能性を最大限に伸ばせる保育・教育環境の整備に努めます。

(1) 保育・発達支援体制の充実

○関係機関との連携により、障がいのある子どもの支援体制の強化を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
発達支援の充実	発達に遅れやばらつきがある子どもたちに対して、臨床心理士や言語聴覚士等が、発達に応じた適切な指導を行います。 また、個別相談・指導、集団指導などを通じて、発達に心配のある子どもたちへの発達支援に努めます。	おやこ・まるまるサポートセンター
保育所等巡回相談の実施	発達に心配があると思われる幼児への早期支援を充実させるため、市内の幼稚園・認定こども園・保育所等への巡回訪問指導を行い、発達の特性に合わせた配慮の仕方や具体的な関わり方などについて、助言等を行います。	おやこ・まるまるサポートセンター
居場所の配慮	放課後子ども教室、放課後児童クラブにおいて、障がいのある子どもたちの放課後の居場所に配慮します。	生涯学習課
教育・就学相談の充実	乳幼児を含め早期からの教育相談や就学相談を図ることにより、その後の円滑な支援につなげていきます。	教育指導課 おやこ・まるまるサポートセンター
相談拠点の整備	発達に課題のある又は障がいのある子どもや家族への支援を行う療育拠点として、相談の拠点となるセンター（仮）の整備を進め、障がい児を支援する機関との連携づくりや援助、助言などの地域支援を行います。	社会福祉課 おやこ・まるまるサポートセンター

(2) 学校教育の充実

- 本人の個性や障がいの特性、本人や家族の意向等を尊重した教育支援が切れ目なく行えるように、引き続き教育相談・進路相談の充実に努めます。
- 市内小・中学校における特別支援学級や教職員研修の充実に努めます。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ機会が拡充するようインクルーシブ教育システムの構築に向けて取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
交流教育の充実	インクルーシブ教育の理念を踏まえて、豊かな人間性の形成と障がい児に対する正しい理解と認識を深めるため、小・中学校と特別支援学校との交流教育を充実します。	教育指導課
発達障がい児等に対する相談体制の充実	小・中学校における学習障がい児等の保護者からの相談や、教員への指導・助言などができるように支援します。	教育指導課
重度・重複障がい児童生徒に対する相談体制の充実	肢体不自由を有する重度・重複障がい児童生徒の特別支援学校、地域の小・中学校での受け入れについて相談体制の充実を図ります。	教育指導課
障がい児に関わる教職員の専門性の向上	小・中学校の教職員の福祉に関する研修への参加を促進し、特に知的障がいや発達障がい等の障がいに対する理解を深め、専門性の向上に努めます。	教育指導課
学校教育におけるアクセシビリティの向上	紙媒体の教科書による学習が難しい児童生徒に向けて提供されている「デイジー教科書」の周知を継続的に行い、必要としている児童生徒が適切に利用できるよう努めます。	教育指導課
特別支援教育等の充実	特別支援教育に関する就学及び転学の相談や手続きについて、保護者からの相談を受けて対応します。 通常の学級におけるユニバーサルデザイン授業の推進とともに、特別支援学級担任や特別支援教育支援員との連携によりチームでの一貫した支援を行います。	教育指導課

施策名	施策の内容	担当課
障がい児に配慮した施設整備	障がい児の入園・入学を関係部署と連携しながら事前に把握し、段差解消や手摺り設置などの施設整備を行い、バリアフリー化を図ります。	学校総務課 みらいこども課
福祉体験・福祉教育の推進	学校や地域での活動において、福祉体験活動や障がい者当事者との交流、小・中学校と特別支援学校との交流など、福祉施設、教育機関及び地域の日常的交流活動等を展開し、障がい及び障がい者への正しい理解を促進します。	教育指導課 社会福祉協議会

推進施策3 保健・医療の充実

現状と課題

○健康を維持・増進し、地域で安心して生活するためには、生涯にわたる健康づくり施策が重要であり、疾病や二次障がいの予防への対応等、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた、きめ細かな保健・医療サービスの充実に努める必要があります。

《アンケート調査結果からみる課題》

○障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会実現のための施策については、「保健医療サービスやリハビリテーションの充実」が約3割となっています。健康に関する情報を積極的に提供し、ライフステージに応じた健康診査や健康相談等を行うとともに、自主的な健康づくりを支える環境の充実が求められています。

《取組の方向性》

◆障がいのある人と、その家族が安心感を得られるよう、一人ひとりに応じた適切な保健事業の推進と、医療の確保に努めます。

(1) 保健事業の充実

○ライフステージごとに健康づくりに向けたアプローチを行い、市民一人ひとりが自らの健康について考え、行動することができるよう取り組んでいきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
母子保健事業による障がいの早期発見	乳幼児健康診査等で、乳幼児の疾病や発達障がいの早期発見・早期対応に努めます。	おやこ・まるまるサポートセンター
健康診査事業等の充実	脳血管障害など重篤な疾患につながる生活習慣病の早期発見のため特定健康診査等の受診率の向上に努め、受診勧奨判定値を超える未受療者に対し受診勧奨を実施します。	国保年金課 健康増進課

施策名	施策の内容	担当課
健康づくりのための相談・啓発等の充実	健診結果等から個々にあった生活習慣改善や健康管理に関して保健師や栄養士が助言指導を行い、本人及び家族の健康づくりを支援します。	国保年金課 健康増進課
こころの健康への支援・啓発	「こころの健康相談」による相談支援を実施しながら、講演会等の啓発を充実させます。	健康増進課

(2) 医療の確保

○障がいのある人が安心して医療機関で受診できるように、保健所、医師会、歯科医師会、関係機関、近隣市町と協力しながら、保健・医療体制の充実に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
自立支援医療費の支給	自立支援医療費（更生医療・育成医療）を適切に給付します。また、県が給付する自立支援医療費（精神通院）が受けられるよう、手続きの支援を適切に行います。	社会福祉課

基本施策4 安心して地域で暮らせる「環境」づくり

推進施策1 人にやさしい環境の整備

現状と課題

○障がいのある人や高齢者をはじめとするすべての人々が尊重され、生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる、快適で暮らしやすい生活環境のまちづくりが求められています。バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は障がいのある人の社会参加にもつながることから、今後も継続的に環境整備に取り組んでいく必要があります。

○障がいの有無に関わらず、市民全体へのサービス向上につながるよう、行政サービスにおける配慮が求められています。

また、現状では障がいのある人がまちづくりに参加する分野が限られている状況もみられることから、行政サービス向上の視点で、多様な社会参加の分野拡充を図っていく必要があります。

《アンケート調査結果からみる課題》

○障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会づくりについては、「大いに進んでいる」、「ある程度進んでいる」の合計値『進んでいる』が27.3%となっています。また、障がいのある人が地域で安心して暮らせる社会実現のための施策では、「障がいのある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備」が約4割となっています。求められる施策は、障がい種別により異なる傾向もみられることから、障がい種別に応じたニーズや課題等を捉え、優先順位をつけながら着実に施策等を展開していく必要があります。

《取組の方向性》

◆障がいのある人はもちろん、すべての人にやさしく暮らしやすい環境の整備に努めます。

(1) 人にやさしいまちづくりの推進

○障がいの有無に関わらず、誰もが利用しやすい社会環境が整備されるように、バリアフリー・ユニバーサルデザインの普及に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
タクシー料金の助成	重度の障がいのある人が、通院や機能回復訓練などでタクシーを利用する際の料金の一部を助成します。	社会福祉課
コミュニティバス、デマ ンド乗合タクシー、病院 バスの運行	コミュニティバス、デマ ンド乗合タクシー、病院 バスの運行に努めます。また、公共交通の確保・維持・改善に努めます。	都市計画課
移動手段の充実	普通自動車への昇降が困難な方の外出の利便性向上を図るため、車いすのまま乗れるリフト付き自動車を貸し出します。	社会福祉協議会
送迎サービスの実施	要介護や身体障がい等を理由とする移動に制約のある方に対して、送迎サービスを実施します。	社会福祉課 社会福祉協議会
施設環境の整備	道路の段差解消などバリアフリー化を図り、交通安全施設（誘導ブロックなど）の整備に努めます。	建設課
適切な公園管理	誰もが安心かつ快適に利用できるよう、適切な公園管理に努めます。	都市計画課

推進施策2 安心・安全な暮らしの確保

現状と課題

○障がいのある人が安心して地域で生活していくためには、防災や防犯の対策も積極的に展開していく必要があります。特に、障がいのある人を含む、自力では避難することが困難な人の円滑な避難支援や安否確認の実施には、地域住民、自治会、自主防災組織など、地域の幅広い協力が不可欠です。避難行動に支援が必要な人の災害時の安全を確保するため、多くの人の参加を促すとともに、障がいに配慮した情報伝達手法についての検討や、避難所での障がいへの配慮を充実していく必要があります。

《アンケート調査結果からみる課題》

○災害時の行動について、家族や支援者と話し合っているかについては、約4割の方が「話し合っている」と回答しています。また、災害時に不安に思うことについては、「安全なところまで、迅速に避難できるか」、「投薬や治療が受けられるか」、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境」が上位に挙げられています。不安に思う項目は、障がい種別で異なる傾向がみられることから、災害時でも安心・安全に避難行動がとれる支援体制の構築を図るとともに、障がいの状況に応じた支援策や、避難所での生活の在り方などを検討していく必要があります。

《取組の方向性》

- ◆市民の理解と協力を得ながら、生命がおびやかされない安心・安全なまちづくりを進めます。

(1) 防災対策の充実

○避難行動要支援者名簿や福祉避難所等の周知を継続するとともに、災害事例を検証し、障がいのある人の意見を踏まえ災害対策の強化に取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
福祉避難所の確保	災害時等における避難所では、関係機関等との災害協定による連携を図り、障がい特性に配慮した避難所整備を推進するとともに、障がい者と介護者が安心して避難できるよう、福祉避難所の確保に努めます。また、避難所では、災害時に備え、飲料水や非常食、おむつなどの物資や、発電機等の機材を確保します。	防災課
災害時の情報提供の整備	災害時における安全確保を図るため、災害情報をホームページや防災無線等により発信します。	防災課
協力体制の構築	福祉施設等のある地域においては、近隣住民による自主防災組織と福祉施設との協力体制の構築を推進します。	防災課
避難行動要支援者登録の促進	自力で避難することが難しい障がい者に対し、避難行動要支援者の登録を進め、確実な避難行動に生かします。	社会福祉課
NET119（Web119）の活用推進	聴覚や発話に障がいのある人に対し、常総地方広域市町村圏事務組合消防本部と連携して、緊急時に活用できるようNET119の普及啓発に努めます。	社会福祉課
災害ボランティアの充実	災害ボランティアの育成と確保を図るとともに、災害時における災害ボランティアセンターの設置訓練を行い、災害時の迅速な対応に備えます。	社会福祉協議会

(2) 交通安全対策・防犯意識の高揚

- 交通安全対策に係る普及啓発を推進します。
- 障がいのある人が巻き込まれる犯罪被害を防止するため警察をはじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課
交通安全教室の推進	市内の小・中学校、特別支援学校で行う交通安全教室について、各学校及び警察署との連携を図り、交通安全意識の高揚を図ります。	防災課
防犯対策の推進	警察署と連携し、犯罪被害の状況や防犯対策の方法等について、防災アプリや広報紙での周知、防犯キャンペーンの実施など様々な方法で啓発を行い、防犯対策の充実を図ります。	防災課
防犯散歩ボランティア (スクールガード)	地域住民が区内を散歩(パトロール)することにより、犯罪の抑止効果が期待でき、安心感を持って暮らせる安全な街づくりを推進します。	社会福祉協議会

第 5 章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の成果目標

(1) 施設入所から地域生活への移行

国の基本指針によれば、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、令和8年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅等）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

①入所施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

区 分	数 値	備 考
令和4年度末入所者数（A）	56人	実績
【目標値】地域生活移行者数（B）	4人	目標
移行率 $(B/A) \times 100$	7.1%	

②入所施設の入所者数

<国の基本指針>

令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5.0%以上の削減を基本とする。

区 分	数 値	備 考
令和4年度末入所者数（A）	56人	実績
【目標値】削減見込（B）	4人	目標
削減率 $(B/A) \times 100$	7.1%	

<つくばみらい市の取組>

目標の達成に向けて、施設入所者に対する定期的な障害支援区分の認定調査の際に、施設入所者の地域生活への移行の可能性について施設等と協議を行います。また、施設入所者の地域移行を進めるため、グループホーム等の居所確保と実情把握に努め、相談支援事業所や各種サービス提供事業所等と連携を図りながら、支援体制の整備を推進します。障害福祉サービス等の社会資源の一層の充実を図り、地域移行後の生活支援に努めます。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、共に暮らせる社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

<国の基本指針>

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する。

<つくばみらい市の取組>

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、障がい者支援協議会において、専門部会を設け協議の場とします。

■ 包括ケア部会の継続・充実

(3) 地域生活支援の充実

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を、各市町村又は各都道府県が定める障がい福祉圏域（以下「圏域」という。）において、少なくとも一つは整備を進めることが国の指針により求められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

<国の基本指針>

令和8年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

また、強度行動障がいを有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

<つくばみらい市の取組>

令和5年度に面的整備により、地域生活支援拠点等を整備しています。引き続き、地域生活支援拠点等の機能充実を図り、年1回以上運用状況等を検証します。

また、強度行動障がいを有する障がい者への支援体制の充実を図るため、支援ニーズ等を把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しました。

①福祉施設から一般就労への移行

＜国の基本指針＞

令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者が、令和3年度実績の1.28倍以上になることを基本とする。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者（A）	4人	実績
令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者（B）	10人	見込
【目標値】令和8年度中／令和3年度中（B／A）	2.50倍	

②就労移行支援事業の一般就労への移行

＜国の基本指針＞

令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の1.31倍以上になることを基本とする。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に一般就労へ移行した者（A）	2人	実績
令和8年度中に一般就労へ移行した者（B）	5人	見込
【目標値】令和8年度中／令和3年度中（B／A）	2.50倍	

③就労移行支援事業所の実績の確保・向上

＜国の基本指針＞

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上になることを基本とする。

区 分	数 値	備 考
令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所数	5割以上	見込

④就労継続支援A型の一般就労への移行

＜国の基本指針＞
 令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の概ね 1.29 倍以上になることを基本とする。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に一般就労へ移行した者（A）	2人	実績
令和8年度中に一般就労へ移行した者（B）	3人	見込
【目標値】 令和8年度中／令和3年度中（B／A）	1.50倍	

⑤就労継続支援B型の一般就労への移行

＜国の基本指針＞
 令和8年度中に一般就労に移行する者が、令和3年度実績の概ね 1.28 倍以上になることを基本とする。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に一般就労へ移行した者（A）	0人	実績
令和8年度中に一般就労へ移行した者（B）	2人	見込
【目標値】 令和8年度中／令和3年度中（B／A）	—	

⑥就労定着支援事業の利用者数

＜国の基本指針＞
 令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者が、令和3年度実績の 1.41 倍以上になることを基本とする。

区 分	数 値	備 考
令和3年度中に就労定着支援事業を利用した者（A）	6人	実績
令和8年度中に就労定着支援事業を利用した者（B）	9人	見込
【目標値】 令和8年度中／令和3年度中（B／A）	1.50倍	

⑦就労定着支援事業の就労定着率

＜国の基本指針＞

令和8年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上になることを基本とする。

区 分	数 値	備 考
令和8年度の就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所	2割5分以上	見込

＜つくばみらい市の取組＞

関係機関のネットワークを充実強化することにより、就労移行支援事業等を推進し、障がい者の福祉施設、就労支援事業、就労継続支援A型、及び就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行を促進します。また、一般就労へ移行した後の支援として、就労定着支援事業の利用促進を図り、安定した就労を推進します。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

① 児童発達支援センターの設置及び障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

<国の基本指針>

令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。

令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制の構築を基本とする。

<つくばみらい市の取組>

令和8年度末までに児童発達支援センターを設置するとともに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を実施します。

② 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

<国の基本指針>

令和8年度末までに、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを目指す。

<つくばみらい市の取組>

本市には、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所が1か所あることから、これらの事業所との連携を図りながら支援体制の確保に努めます。

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

<国の基本指針>

令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

<つくばみらい市の取組>

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、本市では、令和5年度に保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場として、医療的ケア児支援協議会を設置しました。

本計画では、医療的ケア児支援協議会において、医療的ケア児を含めた地域での福祉における課題を抽出し解決に向けた協議を行い、さらなる支援の充実を図ることを基本とします。

医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置は、県実施の医療的ケア児コーディネーター養成研修修了者が8名となっています。今後も、県の養成研修等を活用し、コーディネーターの拡充に努めます。

(6) 発達障がい者等に対する支援

発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等に対する支援体制を確保することが重要となります。

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

<国の基本指針>

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むこと。

区 分	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数 【保護者】	60人	85人	100人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数 【支援者】	30人	70人	100人

<つくばみらい市の取組>

おやこ・まるまるサポートセンターが開催する「おやこにここ教室（ペアレント・トレーニング講座）」を通じて、子どもにとってわかりやすい伝え方や効果的な対応方法を親が身に付けられるようサポートしています。今後も、実施施設との連携を図りながら、支援の充実を図っていきます。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

<国の基本指針>

令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを目指す。

<つくばみらい市の取組>

障がい者等の身近なところで適切なアドバイスができる相談支援体制の充実是不可欠であることから、基幹相談支援センターを中心に、様々な困難ケースや問題に対して情報共有や共通の認識を図ります。また、基幹相談支援センターの研修等を通じて、更なるスキルアップの向上に努めるとともに、指定特定相談事業所の設置促進及び相談支援専門員の資格取得研修について、県の研修機関と連携し、拡充に努めます。

(8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

<国の基本指針>

令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

<つくばみらい市の取組>

基幹相談支援センターと障害福祉サービス事業者間での情報交換を行い、サービスの質の向上に努めます。

また、基幹相談支援センターが実施する情報共有及び資質向上のための研修会や、県等で実施している各種研修会への積極的な参加を呼びかけます。

2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、通院時における介助等、生活全般にわたる援助を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、時間/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	見 込 量	利用者数	45	45	45	60	65	70
		利用量	405	405	405	600	650	700
	実 績 値	利用者数	63	61	59			
		利用量	606	557	558			
	達 成 率	利用者数	140.0%	135.6%	131.1%			
		利用量	149.6%	137.5%	137.8%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

②重度訪問介護

重度の肢体不自由の人や重度の知的、精神障がいのために行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護を総合的に行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、時間/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
重度訪問介護	見 込 量	利用者数	1	1	1	3	4	5
		利用量	534	534	534	1,600	2,000	2,500
	実 績 値	利用者数	2	2	3			
		利用量	695	648	1,532			
	達 成 率	利用者数	200.0%	200.0%	300.0%			
		利用量	130.1%	121.3%	286.9%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

③同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、外出先における移動中に必要な視覚的情報の支援や移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、時間/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
同行援護	見込量	利用者数	5	5	5	8	8	9
		利用量	40	40	40	65	65	72
	実績値	利用者数	4	8	6			
		利用量	33	64	42			
	達成率	利用者数	80.0%	160.0%	120.0%			
		利用量	82.5%	160.0%	105.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

④行動援護

知的障がいや精神障がいのために行動上著しい困難を有した常時介護を要する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の行動する際に必要な援助を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、時間/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
行動援護	見込量	利用者数	3	3	3	13	14	14
		利用量	19	19	19	130	140	140
	実績値	利用者数	10	12	10			
		利用量	54	118	120			
	達成率	利用者数	333.3%	400.0%	333.3%			
		利用量	284.2%	621.1%	631.6%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害支援区分が区分6の人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人に対して、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供するものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、時間/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
重度障害者等 包括支援	見 込 量	利用者数	0	0	0	1	1	1
		利用量	0	0	0	50	50	50

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

訪問系サービスの確保のための方策

サービス量は、横ばいの状況が続いているものの、今後、社会参加、地域移行の観点から一定の増加が見込まれることから、提供事業所が必要なサービス量を確保できるよう、定期的な協議の場を活用して連携体制を強化します。

また、様々な障がい特性に配慮したサービスの提供が行われるよう、事業所と連携しながら、サービス提供者の資質の向上に取り組みます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

常に介護が必要な人に、主に日中において、入浴、排せつ、食事等の介護や、創作的な活動、生産活動等の機会を提供するものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	見 込 量	利用者数	110	115	120	117	119	120
		利用量	2,090	2,185	2,280	1,989	2,023	2,040
	実 績 値	利用者数	110	112	110			
		利用量	1,961	1,984	1,979			
	達 成 率	利用者数	100.0%	97.4%	91.7%			
		利用量	93.8%	90.8%	86.8%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

②自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・回復等の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立訓練 (機能訓練)	見 込 量	利用者数	4	4	4	5	5	6
		利用量	20	20	20	50	50	60
	実 績 値	利用者数	6	5	3			
		利用量	41	44	43			
	達 成 率	利用者数	150.0%	125.0%	75.0%			
		利用量	205.0%	220.0%	215.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

③自立訓練（生活訓練）

知的障がい者や精神障がい者に、自立した日常生活を営むために必要な、入浴、排せつ、食事等に関する訓練、生活等に関する相談、助言その他必要な支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

（単位：人/月、人日/月）

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	見込量	利用者数	6	6	6	17	19	20
		利用量	96	96	96	119	133	140
	実績値	利用者数	12	15	8			
		利用量	152	115	115			
	達成率	利用者数	200.0%	250.0%	133.3%			
		利用量	158.3%	119.8%	119.8%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

④就労選択支援

就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするものです。

【第7期見込量】

（単位：人/月）

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	見込量	利用者数					1	1

⑤就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、事業所内や企業において生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行い、一般企業等への就労に結びつくよう支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労移行支援	見 込 量	利用者数	15	15	15	27	29	30
		利用量	235	235	235	291	313	324
	実 績 値	利用者数	21	27	26			
		利用量	215	200	432			
	達 成 率	利用者数	140.0%	180.0%	173.3%			
		利用量	91.5%	85.1%	183.8%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

⑥就労継続支援A型

企業等に就労することが困難な障がい者で継続して就労することが可能な人に、原則雇用契約に基づいた工賃を得ながら、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労継続支援 A型	見 込 量	利用者数	22	24	26	40	42	45
		利用量	396	432	468	600	630	675
	実 績 値	利用者数	37	34	31			
		利用量	527	552	588			
	達 成 率	利用者数	168.2%	141.7%	119.2%			
		利用量	133.1%	127.8%	125.6%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

⑦就労継続支援B型

年齢、心身の状態等の理由で、企業等に雇用されることが困難な障がい者に対して、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援B型	見込量	利用者数	100	102	104	152	154	155
		利用量	1,400	1,428	1,456	2,021	2,048	2,061
	実績値	利用者数	126	145	128			
		利用量	1,647	1,443	2,091			
	達成率	利用者数	126.0%	142.2%	123.1%			
		利用量	117.6%	101.1%	143.6%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

⑧就労定着支援

一般就労へ移行し、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている障がい者を対象に、生産活動、職場体験等の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上等の訓練、求職活動の支援、職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	見込量	利用者数	4	4	5	6	7	8
		利用者数	9	6	3			
	達成率	利用者数	225.0%	150.0%	60.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

⑨療養介護

医療を要する障がい者で常時介護を要し、主として昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
療養介護	見 込 量	利用者数	1	1	1	2	2	2
	実 績 値	利用者数	1	1	2			
	達 成 率	利用者数	100.0%	100.0%	200.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

⑩短期入所（ショートステイ）

居宅において、介護を行う人の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に、入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
短期入所	見 込 量	利用者数	15	18	20	22	24	25
		利用量	150	180	200	132	144	150
	実 績 値	利用者数	17	19	12			
		利用量	68	111	125			
	達 成 率	利用者数	113.3%	105.6%	60.0%			
		利用量	45.3%	61.7%	62.5%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

日中活動系サービスの確保のための方策

日中活動系サービスの利用を希望する障がい者に対し、適切にサービスを提供していくために、利用者ニーズを的確に把握した上で、今後見込まれる特別支援学校の卒業生や地域生活へ移行する精神障がい者等の増加を勘案し、各事業所とのさらなる連携体制の充実を図っていきます。

また、利用者が必要とするサービスを適正な量で提供できるよう、近隣市町とも連携しながら、市の枠を超えて利用しやすい環境づくりに取り組みます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

一人暮らしを希望する人に対して、定期的な訪問等を行って生活状況を確認し、必要な助言や、医療機関等との連絡調整等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	見 込 量	利用者数	1	1	1	1	1	1
	実 績 値	利用者数	0	0	0			
	達 成 率	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

② 共同生活援助（グループホーム）

障がいのある人に、共同生活を営むべき住居において、主に夜間、相談その他の日常生活上の援助を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助	見 込 量	利用者数	61	63	65	97	99	100
	実 績 値	利用者数	78	91	90			
	達 成 率	利用者数	127.9%	144.4%	138.5%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

③施設入所支援

施設に入所する必要がある障がい者に、主に夜間、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言、その他の日常生活上の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
施設入所支援	見 込 量	利用者数	56	58	57	56	55	54
	実 績 値	利用者数	56	56	53			
	達 成 率	利用者数	100.0%	96.6%	93.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

居住系サービスの確保のための方策

地域での生活を望む障がい者に対して、グループホームは重要な社会資源のひとつとなっています。地域住民との交流を図りながら、適切な日常生活上の援護や自立生活への助長が図れるよう支援するとともに、施設入所が必要な方に対し、適切に対応していきます。

(4) 相談支援サービス

① 計画相談支援

利用する障害福祉サービス等の内容を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行うもので、サービスを利用するすべての障がい者が対象となります。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/年)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	見込量	利用者数	282	287	292	385	390	395
	実績値	利用者数	347	369	347			
	達成率	利用者数	123.0%	128.6%	118.8%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

② 地域移行支援

施設・精神科病院に入所・入院している障がい者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/年)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	見込量	利用者数	1	1	1	1	1	1
	実績値	利用者数	0	0	0			
	達成率	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

③地域定着支援

居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域定着支援	見 込 量	利用者数	1	1	1	1	1
	実 績 値	利用者数	0	0	0		
	達 成 率	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%		

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

相談支援サービスの今後の方策

相談支援事業の周知を図り、気軽に相談できるような環境をつくることや、利用者個々の状況に応じた適切なケアマネジメントの実施及びモニタリングができるよう、基幹相談支援センターの連絡会等の開催により、相談支援専門員同士の顔の見える関係づくりを推進し連携を図っていきます。

(5) 障がい児支援サービス

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	見 込 量	利用者数	40	40	40	65	70	75
		利用量	200	200	200	429	462	495
	実 績 値	利用者数	42	57	48			
		利用量	209	369	407			
	達 成 率	利用者数	105.0%	142.5%	120.0%			
		利用量	104.5%	184.5%	203.5%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

② 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に対し、児童発達支援及び治療を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
医療型児童発 達支援	見 込 量	利用者数	0	0	1	1	1	1
		利用量	0	0	2	2	2	2
	実 績 値	利用者数	0	0	0			
		利用量	0	0	0			
	達 成 率	利用者数	—	—	0.0%			
		利用量	—	—	0.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

③放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
放課後等デイ サービス	見 込 量	利用者数	140	150	160	155	160	165
		利用量	980	1,050	1,120	1,627	1,680	1,732
	実 績 値	利用者数	120	145	145			
		利用量	1,306	1,523	1,775			
	達 成 率	利用者数	85.7%	96.7%	90.6%			
		利用量	133.3%	145.0%	158.5%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

④保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所等訪問 支援	見 込 量	利用者数	1	2	4	2	3	4
		利用量	2	4	8	18	27	36
	実 績 値	利用者数	0	1	2			
		利用量	0	1	2			
	達 成 率	利用者数	0.0%	50.0%	50.0%			
		利用量	0.0%	25.0%	25.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

⑤居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がいなどの重度の障がい児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	見込量	利用者数	0	0	1	1	1	1
		利用量	0	0	4	5	5	5
	実績値	利用者数	0	0	0			
		利用量	0	0	0			
	達成率	利用者数	—	—	0.0%			
		利用量	—	—	0.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

⑥障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての児童に障害児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）や事業者等との連絡調整などを行うものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/年)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	見込量	利用者数	180	190	200	235	240	245
	実績値	利用者数	164	200	198			
	達成率	利用者数	91.1%	105.3%	99.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

障がい児支援サービスの今後の方策

障がい児が必要な支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携して相談支援を実施し、サービスの充実に努めるとともに、障害児相談支援事業者と連携して情報共有と資質向上を図ります。

3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深める研修・啓発を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：実施の有無)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発 事業	見込量	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

今後の方策

- 地域の住民等を対象に障がいや障がいのある人に対する理解を深めるため、研修会やイベントを開催します。
- 事業実施の形式については毎年検討し、柔軟に対応します。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：実施の有無)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援事業	見込量	有	有	有	有	有	有
	実績値	有	有	有			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

今後の方策

- 障がい者やその家族、地域の住民等による障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を営むための自発的な取り組みを支援します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人の自立した日常生活、社会生活を営むことを目的に福祉サービスの利用援助、権利擁護のために必要な援助を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：か所)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
相談支援事業	見込量	1	1	1	—	—	—
	実績値	1	1	1			
基幹相談支援センター	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

今後の方策

- 障害者相談支援事業については、指定特定相談支援事業所1か所に委託していましたが、基幹相談支援センターに相談機能を集約していくことから、令和6年度以降は見込んでいません。
- 基幹相談支援センターについては、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関が求められていることから、令和3年度に設置しています。

(4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の申立てができない状態にある場合の市長申立てによる支援や、その必要経費又は後見人の報酬の全部又は一部を助成します。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	見込量	3	3	4	5	6	7
	実績値	2	2	4			
	達成率	66.7%	66.7%	100.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

今後の方策

○障がいのある人の「親亡き後」のことを考え、令和4年に設置した成年後見支援センターを中心に、成年後見制度の普及、利用促進に努めます。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

今後の方策

○令和5年4月より、社会福祉協議会が後見人等となり、判断能力が不十分な方の保護・支援を行っています。引き続き、社会福祉協議会と連携し、権利擁護を図っていきます。

(6) 意思疎通支援事業（手話通訳等）

聴覚及び音声又は言語機能に障がいのある人の依頼に応じて、手話通訳者及び要約筆記者の派遣を行います。

また、手話通訳者を設置して、聴覚障がいのある人の意思疎通を支援するものです。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/年、実施の有無)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込量	4	4	4	5	5	5
	実績値	1	5	5			
	達成率	25.0%	125.0%	125.0%			
手話通訳者設置事業	見込量	無	無	検討	無	無	無
	実績値	無	無	無			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

今後の方策

○手話通訳者・要約筆記者の派遣については、派遣機関と連携し、引き続き利用者のニーズに沿った適切なサービス提供体制の確保に努めます。

○手話通訳者設置事業については、手話通訳者等の人材の恒常的な配置は難しいことから、派遣事業を通じた意思疎通のためのサービス確保を図ります。

(7) 日常生活用具給付事業

障がい者等が日常生活上の便宜を図るための用具である日常生活用具の購入や住宅改修をする際に、障がい者等にその購入費用等の一部を日常生活用具費として給付することにより、障がい者等の日常生活の支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率/第7期見込量】

(単位：件/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
日常生活用具給付事業	介護・訓練支援用具	見込量	1	1	1	1	1	1
	自立生活支援用具	6	6	6	6	6	6	
	在宅療養等支援用具	8	8	8	8	8	8	
	情報・意思疎通支援用具	5	5	5	5	5	5	
	排泄管理支援用具	900	900	900	900	900	900	
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2	2	2	2	2	2	
	計	922	922	922	922	922	922	
	介護・訓練支援用具	実績値	2	2	0			
	自立生活支援用具	6	1	0				
	在宅療養等支援用具	7	5	4				
	情報・意思疎通支援用具	4	4	0				
	排泄管理支援用具	875	948	593				
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	3	2	2				
	計	897	962	599				
	介護・訓練支援用具	達成率	200.0%	200.0%	0.0%			
	自立生活支援用具	100.0%	16.7%	0.0%				
	在宅療養等支援用具	87.5%	62.5%	50.0%				
	情報・意思疎通支援用具	80.0%	80.0%	0.0%				
	排泄管理支援用具	97.2%	105.3%	65.9%				
	居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	150.0%	100.0%	100.0%				
	計	97.3%	104.3%	65.0%				

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

今後の方策

○日常生活用具が必要な障がい者（児）への事業内容の周知を図るとともに、用具がスムーズに提供できるよう、事業者をはじめ関係者に働きかけサービス提供の確保に努めます。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話で日常会話を行うのに必要な手話言語を習得した者を養成します。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	見込量	15	15	15	20	20	20
	実績値	8	15	9			
	達成率	53.3%	100.0%	60.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

今後の方策

○社会福祉協議会への委託事業として手話奉仕員養成研修を行っています。事業をより一層推進し、ボランティア等への登録者の増加を図れるよう事業を継続しながら、受講者の確保に努めます。

(9) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人に対し、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に、外出のための支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人、時間)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
移動支援事業	見込量	利用者数	14	15	16	10	13	16
		時間数	574	615	656	410	533	656
	実績値	利用者数	8	9	9			
		時間数	219	307	111			
	達成率	利用者数	57.1%	60.0%	56.3%			
		時間数	38.2%	49.9%	16.9%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

今後の方策

○市内及び近隣市にサービス提供事業者が少なく、提供量に制約があることから、利用者数は伸びていません。潜在的なニーズが想定されることから、市内の既存事業者を中心に事業展開を働きかけるなど、サービス供給量の確保に努めます。

(10) 地域活動支援センター等事業

地域において就労機会を得がたい障がい者等に対して、通所による創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供するため、地域活動支援センターを設置し、障がい者等の状況に応じた支援を行います。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：か所、人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター【Ⅰ型】	見込量	か所数	1	1	1			
		利用者数	8	8	8			
	実績値	か所数	1	1	1			
		利用者数	6	7	7			
	達成率	か所数	100.0%	100.0%	100.0%			
		利用者数	75.0%	87.5%	87.5%			
地域活動支援センター【Ⅱ型】	見込量	か所数	1	1	1	2	2	2
		利用者数	18	18	18	20	20	20
	実績値	か所数	1	1	1			
		利用者数	14	15	13			
	達成率	か所数	100.0%	100.0%	100.0%			
		利用者数	77.8%	83.3%	72.2%			
地域活動支援センター【Ⅲ型】	見込量	か所数	1	1	1	1	1	1
		利用者数	46	46	46	34	34	34
	実績値	か所数	1	1	1			
		利用者数	42	36	34			
	達成率	か所数	100.0%	100.0%	100.0%			
		利用者数	91.3%	78.3%	73.9%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

今後の方策

- 令和5年度までⅠ型が1か所、Ⅱ型が1か所、Ⅲ型1か所で、すべて委託事業として事業を実施していましたが、令和6年度より、Ⅰ型への委託がⅡ型への委託に変更となることから、令和6年度以降は、Ⅰ型が0か所、Ⅱ型が2か所、Ⅲ型が1か所となります。
- 委託事業者との連携を密にし、利用者が気軽に利用できるよう、活動内容の充実に努めます。また、広く情報提供を行い、障がいのある人の居場所づくりを促進します。

(11) その他の事業

①訪問入浴事業

地域における身体障がい者等の生活を支援するため、自宅や通所施設での入浴が困難な障がい者等に対して訪問入浴サービスを実施します。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/年)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴事業	見込量	利用者数	4	4	4	3	3	3
	実績値	利用者数	4	4	3			
	達成率	利用者数	100.0%	100.0%	75.0%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

②日中一時支援事業

在宅障がい者（児）を一時的に預かることで、日中活動の場を提供し、家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：人/年、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	見込量	利用者数	35	37	40	35	37	40
		利用量	1,750	1,850	2,000	1,750	1,850	2,000
	実績値	利用者数	36	32	29			
		利用量	2,053	1,650	862			
	達成率	利用者数	102.9%	86.5%	72.5%			
		利用量	117.3%	89.2%	43.1%			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

③スポーツ大会の開催

障がいのある人の体力増強、交流及び余暇等に資するため、障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある人がスポーツに触れる機会等を提供します。

※県南地域の他市町村と合同開催

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：回/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ大会の開催	見込量	1	1	1	1	1	1
	実績値	0	1	1			

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

④自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用を一部助成します。

【第6期見込量、実績値、達成率／第7期見込量】

(単位：件/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込)			第7期見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得助成事業・自動車改造助成事業	見込量	利用者数	2	2	2	2	2
	実績値	利用者数	2	2	0		
	達成率	利用者数	100.0%	100.0%	0.0%		

※令和5年度の実績値は9月末日での数値

第 6 章

計画の推進体制

1 連携体制

(1) 庁内組織との連携

庁内においては、社会福祉課を中心に、障がい者の健康・生きがいづくり、保健、医療、生涯学習、まちづくりなどを担う関係各課による横断的な連携体制を強化し、本市の地域の実情に合った施策を企画・展開していきます。

(2) 関係機関、事業所との連携

これまでの行政サービスや障害福祉サービスだけでは、障がい者の自立や利用者本位によるサービス提供、家族等への支援など困難な部分もあります。

障がい者や家族が地域で生活することへの安心感を高めるためには、障がい者団体やボランティア団体による活動、NPO活動、そして多くの地域住民の理解と協力を促進し、きめ細やかなサービス提供や情報提供体制を確立する必要があります。

障害福祉サービス提供事業者が適正な運営とサービスの質の向上を図るよう、指導、助言等を行い、事業者の取り組みを支援していきます。

また、多様化・高度化するニーズに適切に対応するために、障がい福祉に関わる職員の知識及び資質の向上に努めます。

(3) 地域住民等との連携

地域住民、ボランティア、福祉関係団体、サービス事業者、医療機関等と行政とが、それぞれの役割を果たしながら協力し、障がい者が地域で安心して生活できる地域包括ケアシステムの実現を目指します。

特に成果目標の達成に向けて、障がいのある子どもやその家族に対する支援について協議する子ども子育て部会、障がい者の相談支援体制や生活、就労支援等について協議する包括ケア部会等を実施し、より具体化を図ります。

また、地域の将来を担う子どもたちが福祉について正しく理解するための福祉教育や、地域の人々が福祉に対する意識を高め、福祉活動に積極的に参画するように、地域福祉の理念に基づき、地域全体で福祉を支えていく仕組みの構築を目指します。

2 計画の推進（点検・評価）

計画をより具体的なものとするため、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するために、実施状況等の点検が不可欠となります。

計画の進行管理は、社会福祉課が中心となり、計画の進捗状況の把握・点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。計画に基づく障がい者施策の推進にあたっては、様々な社会状況などを踏まえながら、「PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（改善）」を行うことにより目標の実現を目指していきます。

評価については、事業の実績や指標などを用いて評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。その後、計画期間の最終年度において、総合的な最終評価を行います。

資料編

1 策定経過

年月日	内容
令和4年 7月26日	令和4年度 第1回つくばみらい市障がい者支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の事業実績（令和3年度分）について 第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定について 令和4年度新規事業（成年後見支援センター業務委託）について 地域生活支援拠点の整備状況について
10月18日	令和4年度 第2回つくばみらい市障がい者支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> 第4期障がい者福祉計画の策定に係るアンケート調査について
12月5日から 令和5年1月10日まで	アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者手帳所持者アンケート：1,802件（回収率：45.0%） 一般市民アンケート：1,200件（回収率：37.7%）
3月17日	令和4年度 第3回つくばみらい市障がい者支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> 第4期障がい者福祉計画のアンケート調査結果について
6月13日	第1回つくばみらい市障がい者計画策定ワーキングチーム会議 <ul style="list-style-type: none"> 計画概要について スケジュールについて ヒアリングシートについて
7月4日	令和5年度 第1回つくばみらい市障がい者支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> 第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の事業実績（令和4年度分）について
8月7日、8月10日	障害福祉サービス提供事業者・障がい者団体ヒアリングの実施
9月11日	令和5年度 第2回つくばみらい市障がい者支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> 第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案について
10月20日	第2回つくばみらい市障がい者計画策定ワーキングチーム会議 <ul style="list-style-type: none"> 第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案について
11月8日	令和5年度 第3回つくばみらい市障がい者支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> 第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の素案について
12月10日	市民説明会
12月11日から 令和6年1月10日まで	パブリックコメントの実施
3月1日	令和5年度 第4回つくばみらい市障がい者支援協議会 <ul style="list-style-type: none"> 第4期障がい者計画、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の最終案について

2 つくばみらい市障がい者支援協議会要綱

平成21年3月27日

告示第31号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、つくばみらい市障がい者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平25告示71・全改）

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 市の相談支援事業の運営評価に関すること。
- (2) 障害者計画及び障害福祉計画の策定、進行管理及び評価に関すること。
- (3) 困難事例の協議及び調整に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (5) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (6) 障害者の権利擁護に関すること。
- (7) その他障害者の福祉向上のために必要と認めること。

2 協議会は、前項に掲げる所掌事務のほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会としての機能を有し、地域における障がいを理由とする差別の解消に向けた協議を行うものとする。

（平28告示213・一部改正）

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 障害者関係団体に属する者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会等の設置)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に補助する組織として、専門部会、個別ケース会議その他の組織を別に置くことができる。

(守秘義務)

第8条 協議会の委員及び部会等の構成員は、その職務上知り得た秘密をほかに漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。
(つくばみらい市障害者計画策定委員会要綱の廃止)
- 2 つくばみらい市障害者計画策定委員会要綱(平成18年つくばみらい市告示第41号)は、廃止する。

(所掌事務の特例)

- 3 第2条第3号に規定する事務は、当分の間、つくばみらい市地域ケアシステムサービス調整会議要綱(平成18年つくばみらい市告示第17号)第1条に規定する会議において所掌する。

(平22告示97・追加)

附 則(平成22年告示第97号)

この告示は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第71号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年告示第213号)

この告示は、公布の日から施行する。

3 つくばみらい市障がい者支援協議会委員名簿

No.	氏名	所属・役職	選出区分
1	おおくほ やすお 大久保 安雄	特定非営利活動法人 鱸づな会 ひまわり学園 理事長	障害福祉サービス事業者
2	きみじま としき 君嶋 俊樹	指定障害者就労移行支援施設 ひばり園 サービス管理責任者	障害福祉サービス事業者
3	◎ はらぐち ともこ ◎ 原口 朋子	社会福祉法人創志会 つくばライフサポートセンターみどりの 施設長／相談支援専門員	相談支援事業者
4	たけうち まり 竹内 真理	営利法人合同会社 mother's hand 代表社員	相談支援事業者
5	みやもと ひとみ 宮本 瞳	みらい訪問看護リハビリステーション 管理者	保健・医療関係者
6	はんもつ てるこ 監物 輝子	茨城県つくば保健所 保健指導課 課長	保健・医療関係者
7	いしだ なつこ 石田 奈津子	社会福祉法人創志会 つくばLSC 障害者就業・生活支援センター 主任就業支援担当	教育・雇用関係者
8	こやの たくみ 小谷野 卓巳	茨城県立伊奈特別支援学校 進路指導主事	教育・雇用関係者
9	あらい さいじ 荒井 栄司	市身体障害者福祉協議会 会長	障害者団体に属する者
10	いらい はるよ 飯村 晴代	知的障がい者相談員 手をつなぐ育成会つくばみらい支部 会長	障害者団体に属する者
11	すずき きょうこ 鈴木 恭子	知的障がい者相談員 知的・発達障がい児親の会「すてっぷ」 会長	障害者団体に属する者
12	やすこうち たかよ 安河内 崇代	知的・発達障がい児親の会「おひさま」 会長	障害者団体に属する者
13	やぎおか みちたか 八木岡 道孝	民生委員児童委員 会長	市長が必要と認めた者
14	きむら のりあき 木村 範明	つくばみらい市基幹相談支援センター 係長	学識経験

◎：会長

4 つくばみらい市障がい者計画策定ワーキングチーム名簿

No.	所属	役職	氏名	備考
1	市長公室 秘書広報課	主事	せき そうき 関 莊樹	
2	市長公室 地域推進課	主査	ながつか かつひこ 長塚 勝彦	
3	総務部 総務課	主幹	すずき けんすけ 鈴木 健介	
4	総務部 税務課	主幹	えびはら はなよ 海老原 華代	
5	総務部 防災課	主幹	かん ひろみつ 菅 浩充	
6	市民経済部 産業経済課	主査	さとう としひみ 佐藤 利文	
7	市民経済部 生活環境課	主幹	おかだ なおゆき 岡田 真享	
8	保健福祉部 みらいこども課	係長	すずき のりまさ 鈴木 紀雅	
9	保健福祉部 おやこまるまるサポートセンター	主査	こすげ まり 小菅 真史	
10	保健福祉部 介護福祉課	主幹	たなか ひろゆき 田中 裕之	
11	保健福祉部 国保年金課	主幹	みやもと ゆうじ 宮本 祐司	
12	保健福祉部 健康増進課	精神保健 福祉士	つづみ としまさ 堤 年正	
13	都市建設部 都市計画課	係長	ほりこし すくる 堀越 卓	
14	都市建設部 住まい開発政策課	主査	たかつ ともあき 高津 知明	
15	都市建設部 建設課	主査	しまだ たかのり 島田 孝則	
16	教育委員会 学校総務課	主査	おおくぼ まさみち 大久保 正道	
17	教育委員会 教育指導課	指導主事	ほりかわ えいじ 堀川 英二	
18	教育委員会 生涯学習課	係長	きむら ゆうきこ 木村 佑季子	
19	教育委員会 生涯学習課図書館	主査	せき としあき 関 俊明	
20	保健福祉部 社会福祉課	主幹	こうのす たつゆき 鴻巣 辰行	事務局兼務

○事務局

所属	役職	氏名
保健福祉部 社会福祉課	課長	いしい みつる 石井 満
保健福祉部 社会福祉課	課長補佐	なかやま みきお 中山 幹夫
保健福祉部 社会福祉課	主査	かせ ひでお 加瀬 英男

5 用語解説

あ行

【アクセシビリティ】

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

【いばらき身障者等用駐車場利用証制度】

いばらきの快適な社会づくり基本条例及び茨城県ひとにやさしいまちづくり条例の趣旨に基づき、ショッピングセンターや公共施設などにある身障者等用駐車場を本当に必要としている方が利用しやすいよう、当該駐車場の利用証を発行する制度。

【インクルーシブ教育】

人間の多様性の尊重等の強化、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。

【一般就労】

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労。就労継続支援（A型）等の「福祉的就労」に対する用語として使用される。

【SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）】

インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションを図れるよう設計されたサービス。

【NPO】

民間非営利組織のこと。利益拡大のためではなく、その使命実現のために活動する組織で、狭義の意味では特定非営利活動法人（NPO法人）として設立された組織を指し、広義の意味ではボランティア団体をはじめ、市民が一定の公益的な目的を有する社会貢献活動を行う団体。

か行

【学習障がい（LD）】

全般的に知的発達の遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する能力の習得と使用に著しく困難を示し学習に支障をきたすこと。

【基幹相談支援センター】

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的として設置するもの。市町村又はその委託を受けた相談支援事業者がセンターを設置することができる。

【ケアマネジメント】

障がい者が地域で生活するため、障がい者一人ひとりの生活ニーズに応じて、地域に散在する福祉・保健・医療・教育・就労等のサービスを適切に組み合わせて、一体的・総合的に提供されるよう調整等を行うこと。

【権利擁護】

自らの権利を主張したりニーズを表明することが困難な人（障がい者等）のために、その行為を代理したり、他者による権利侵害から守ること。

【高次脳機能障がい】

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする記憶・注意・思考・言語などの知的機能の障がいで、外見上は障がいが目立たないため周囲の人に理解されにくく、本人自身が十分に認識できないことがある。

【合理的配慮】

障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために、障がいのある人の求め又はその家族等の求めに応じて、必要かつ適切な現状の変更又は調整を行うこと。ただし、社会通念上その実施に伴う負担が過重になるものは除かれる。

【声の広報】

「広報つくばみらい」、「議会だより」及び「社協だより」等の広報紙の内容について、ボランティアの協力により、テープやCDに録音したものを、目の不自由な方に毎月届けている。

【こころのバリアフリー】

「こころのバリアフリー」とは、人々の心の中に潜む、誤解・偏見・差別などの目に見えない固定観念（壁）をなくし、年齢・性別・障がい・国籍の違いに関わらず、誰もがお互いの立場を尊重し合い、安心して暮らすことのできる社会を実現するためのテーマのこと。

さ行

【災害ボランティアセンター】

大規模な災害が発生した場合、被災者とボランティアをコーディネートする役割を担う。市災害対策本部と連携し、設置・運営する。

【社会福祉協議会】

全ての市町村に設置された社会福祉法人の一つで、福祉事業の調査・企画・助成・普及などを業務としている組織。地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者・行政機関の協力を得ながら、共に考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せもっている。

【自立支援医療（精神通院）制度】

精神障がいの適正な医療の普及を図るため、精神障がいにより通院医療を受けている方を対象に、申請により医療費の自己負担割合が通常の3割から原則1割とし、2割を公費で負担する制度。所得等に応じて月額自己負担上限もあり、負担が重くなりすぎないようにしている。なお、精神障害者保健福祉手帳がなくても、この制度の利用が可能。

【手話通訳者】

所定の講習を受けて手話の技術を習得し、聴覚障がい者のために手話通訳を行う人。

【障がい者手帳】

身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ交付されます。

【成年後見制度】

判断能力が精神上の障がい(知的障がい・精神障がい・認知症など)により不十分な場合に、本人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、本人に代わって法律行為を行う成年後見人を選任することによって、本人を法律的に保護し援助する制度。

た行

【デマンド乗合タクシー】

ドア・ツー・ドアの送迎を行うタクシーに準じた利便性と、乗合・低料金というバスに準じた特徴を兼ね備えた移動サービス。

【特別支援教育】

平成15年3月に文部科学省の協力者会議でまとめられた「今後の特別支援教育の在り方について」では、障がいの程度等に応じて特別の場で指導を行う「特殊教育」から障がいのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図ることを基本として、学校や教育委員会における体制の整備、特別支援教育に関する制度的な見直しを提言している。その後、平成19年4月から特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、全ての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援を、さらに充実していくこととなっている。

【特別支援学校】

特別支援学校とは、障がい者等が「幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上又は生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。個別の学校名の末尾が盲学校・聾学校・養護学校であるものとあるが、これらも学校教育法における特別支援学校である。

【特別支援学級】

特別支援学級は、学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができることとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的としている。

は行

【発達障がい】

発達障害者支援法における「発達障がい」とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい及びその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

【バリアフリー】

障がい者等の歩行、住宅などの出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くだけでなく、制度的、心理的、情報等、障がい者を取り巻く生活全般に関連している障壁(バリアー)を取り除く(フリー)ことをいう。

【避難行動要支援者】

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難手段の確保を図るため、特に支援を要する人のことをいう。

【福祉的就労】

一般就労が困難な障がい者のために福祉的な観点に配慮された環境での就労のことで、労働者としての権利や最低賃金は保証されず、あくまでも施設の利用者という立場にとどまる。

【福祉避難所】

災害発生時に高齢者・障がい者・妊産婦など特別な配慮を必要とする人を受け入れる避難所。

【不当な差別的取扱い】

障がいを理由に入店を拒否するなど、障がいを理由として正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限をしたり、条件をつけたりするような行為。

【ペアレントトレーニング】

発達障がいなどのある子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進や行動改善を目的とした訓練を行う。

【ペアレントプログラム】

発達障がいなどのある子どもを育てる保護者や養育者が、子どもの行動を理解する方法などを学び、楽しく子育てができるようにすることを目的としたプログラム。

【ボランティア市民活動センター】

地域のボランティア活動やNPOも含めた市民活動、支援体制の整備など、気軽に活動に参加できる環境や機会づくりを提供し、市の福祉コミュニティ形成の推進拠点の役割を果たす。

や行**【ユニバーサルデザイン】**

年齢・性別・身体・国籍など、人々が持つ様々な特性や違いを超えて、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した環境をつくりあげていこうとする考え方。

【要約筆記者】

要約筆記者とは、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がい者のために要約筆記を行う人。

ら行**【リハビリテーション】**

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障がい者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と、普通に生活ができるようにすることであり、その人が持っている全ての能力を最大限に活用した生活への総合的な取り組みのこと。

つくばみらい市
第4期障がい者計画
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行：茨城県つくばみらい市

編集：保健福祉部 社会福祉課

〒300-2395 茨城県つくばみらい市福田 195 番地

TEL：0297-58-2111（代表）

URL：<https://www.city.tsukubamirai.lg.jp/>